

まち・ひと・しごと創生総合戦略について

〔平成 26 年 12 月 27 日〕
閣 議 決 定

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 8 条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を別紙のとおり定める。

(別紙)

まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生総合戦略

(目次)

I. 基本的な考え方	1
1. 人口減少と地域経済縮小の克服	1
2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	2
(1)しごとの創生	2
(2)ひとの創生	2
(3)まちの創生	3
II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針	4
1. 従来の方針の検証	4
(1)府省庁・制度ごとの「縦割り」構造	4
(2)地域特性を考慮しない「全国一律」の手法	4
(3)効果検証を伴わない「バラマキ」	4
(4)地域に浸透しない「表面的」な施策	4
(5)「短期的」な成果を求める施策	4
2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	5
(1)自立性	5
(2)将来性	5
(3)地域性	5
(4)直接性	6
(5)結果重視	6
3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備	7
(1)「5か年戦略」の策定	7
(2)データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出	8
(3)国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化	8
(4)地域間の連携推進	9

Ⅲ. 今後の施策の方向	10
1. 政策の基本目標	10
(1) 成果(アウトカム)を重視した目標設定	10
(2) 4つの「基本目標」	11
(3) 取組に当たっての基本的な考え方	14
2. 政策パッケージ	15
(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	16
(ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備	16
(イ) 地域産業の競争力強化(業種横断的取組)	17
(ウ) 地域産業の競争力強化(分野別取組)	22
(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	28
(オ) ICT等の利活用による地域の活性化	30
(2) 地方への新しいひとの流れをつくる	33
(ア) 地方移住の推進	33
(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大	35
(ウ) 地方大学等の活性化	36
(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	40
(ア) 若い世代の経済的安定	40
(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	41
(ウ) 子ども・子育て支援の充実	42
(エ) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)	43
(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	46
(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成	46
(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成	47
(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保	49
(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化	50
(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成	52
(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保	54
(キ) ふるさとづくりの推進	54

IV. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等	56
(ア) 国家戦略特区制度との連携	56
(イ) 社会保障制度	57
(ウ) 税制	58
(エ) 地方財政	58
(オ) その他の財政的支援の仕組み(新型交付金)	59
(カ) 地方分権	59
(キ) 規制改革	60
おわりに	61

付属文書 アクションプラン(個別施策工程表)

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- 我が国は、2008 年をピークとして人口減少局面に入っている。今後、2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。首都圏への人口集中度が約 3 割（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県の数値）という実態は、諸外国に比べても圧倒的に高い。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。
- 人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難としている。2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を前に、東京一極集中と地方からの人口流出はますます進展している。
- このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。
人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

① 「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

- この構造的な課題の解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要す

る。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。国及び地方公共団体は、国民とともに問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って、人口減少克服と地方創生に取り組む必要がある。

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

○ 地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。

また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組む、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現する。さらに、付加価値の高い新たなサービス・製品を創出するには、多様な価値観を取り込むことが重要で、この点からも女性の活躍が不可欠である。女性が活躍する場をつくることは、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながることから、地域における女性の活躍を推進する。

(2) ひとの創生

地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

くらしの環境を心配することなく、地方でのしごとにチャレンジでき、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

(3) まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化が必要となる。また、それぞれの地域が個性を生かし自立できるよう、ICTを活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

このため、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進や、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備えなど、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む。

- これらの取組は、個々の問題事象への対症療法的なものではなく、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自立かつ持続的な好循環の確立につながらなければならない。このためには、個々の地域の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラになることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮も含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要である。

こうした課題意識の下で、まち・ひと・しごと創生会議の構成員である有識者も参画して、地方公共団体の首長や関係府省庁からヒアリング・意見交換を行い、地方創生に関する各府省庁の新たな政策の在り方を中心に検証し、今後のあるべき総合的な戦略の方向性等について検討を進めてきた。

- まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、以上のような検討結果や各界から寄せられた数多くの提言等を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第8条に基づき、2015年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである（付属文書の「アクションプラン（個別施策工程表）」においては、個別施策の「成果目標」と「緊急的取組・2015年度の取組・2016年度以降の取組」を盛り込んでいる。）。

前提となるまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）は、「2060年に1億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、その実現に向けた「総合戦略」の重要性を指摘している。

「総合戦略」は、「長期ビジョン」が提示する日本の将来像に向け、過去の政策の反省に立ち、厳格な効果検証を伴いつつ限られた政策資源を有効に活用するという基本認識に立脚したものである。

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

これまで講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない。その要因として、次の5点が挙げられる。

(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造

地域の経営人材の確保・育成に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、事業相互の重複や、小粒な事業が乱立する傾向にある。一方で、移住希望者向けのワンストップ窓口を設置した地方公共団体が移住希望地の上位に急上昇した事例等にみられるように、「縦割り」排除の効果は非常に大きい。

(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

各府省庁の個別補助金政策は、個別政策目的の観点から実施されるため、使用目的を狭く縛ってしまうことが多く、結果として地域特性や地域の主体性が考慮されないことが多い。また、公募型事業等では、全国から多数の申請が出され、「小粒で似たような」事業が全国で多数展開される傾向がある。

(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は、「バラマキ」との批判を受けやすい。政策目的が明確でないこと、適切かつ客観的な効果検証と運用の見直しのメカニズムが伴っていないこと等に、根本的な原因がある。

(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対症療法的なものにとどまり、構造的な問題への処方箋としては改善の余地があったものも多い。地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、各分野の施策を構造的に組み立て、「深み」のある政策パッケージを立案・推進する必要がある。しかし、現実には表面的で単発の施策が多い。

(5) 「短期的」な成果を求める施策

政策が成果を出すためには、一定の時間が必要とされる。それにもかかわらず、中長期的な展望やプランを持たずに、単年度のモデル事業という形で取り組まれている施策や、短期間で変更・廃止を繰り返している施策が多い。また、専門人材の育成には一定の時間が必要となるが、地方公共団体において、必要となる専門人材の育成が不十分との指摘もある。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要

に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA¹メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

¹ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持って「総合戦略」を推進し、国は伴走的に支援することが必要である。そのためには、各地域経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠であり、以下のような国と地方との役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組んでいく必要がある。

(1) 「5か年戦略」の策定

① 国と地方の「5か年戦略」

国は、日本全体の人口の将来展望を示す「長期ビジョン」とそれを踏まえた今後5か年の「総合戦略」を策定し、地方と連携して地方創生に取り組む。

各地方公共団体は、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案し、遅くとも2015年度中に、中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定し実行するよう努めるものとする。また、そのための体制を整えるため、地方においても「縦割り」や「重複」を排除し、地域における産業、雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に推進する組織として、産官学金労に加え住民代表からなる総合戦略推進組織を整備することが望まれる。

2016年度以降は、「地方版総合戦略」に基づき、データによる政策効果検証を行い改善を進めるPDCAサイクルを本格的に稼働させる必要がある。なお、「地方版総合戦略」策定に当たっては、補助金、減税、規制緩和といった従来型の手法のみならず、負荷をかける手法も含めて施策を検討することが望まれる。また、地域金融機関、政府系金融機関等の知見等を積極的に活用する。

② 政策目標設定と政策検証の枠組み

国は、適切な短期・中期の政策目標を伴う政策パッケージを示し、それぞれの進捗についてアウトカム指標²を原則とした重要業績評価指標（KPI³）で検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立する。

各地方公共団体も、国と同様に、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、各「地方版総合戦略」の進捗を検証し、改善するPDCAサイクルを確立することが重要である。それに当たって、地域の特性や資産を的確に把握し、「地方版総合戦略」の企画立案、PDCAサイクル管理等を担うことができる

² 政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたのか（アウトカム）を示す指標。

³ Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）でも設定されている。

地域内外の有能なマネジメント人材を早急に確保・育成し活用することが必要である。

(2) データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

国は、「地方人口ビジョン」や「地方版総合戦略」の策定・実行を地方公共団体が円滑に進められるよう、ビッグデータ⁴を活用した「地域経済分析システム」を整備し、各地域による地域課題の抽出及びPDCAサイクルの確立等をデータ分析面、人材面から支援する。

各地方公共団体は、産業や人口、社会インフラ等の現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、各地域の強み・弱みなど特性に即した地域課題等を踏まえ「地方版総合戦略」を策定し、それに基づく施策のPDCAサイクルを確立していくことが求められる。このため、国は、行政区域を超えた企業間取引関係、地域経済を支える「地域中核企業」に求められる要素、観光地における人の動き、現在及び将来の人口構成、人口流入・流出先等に関するビッグデータを活用し、地域の特性を分析できる「地域経済分析システム」を2014年度中に開発する。

2015年度には、各地方公共団体に当該システムの提供を開始し、地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」に活用できる体制を整備する。また、国は当該システムの普及を図るとともに、活用支援を担う人材を各地域ブロックに配置し、各地方公共団体がビッグデータ分析等に基づき「地方版総合戦略」を策定できるよう支援する。

2015年度以降は、各地方公共団体が適切にPDCAサイクルを実行することができるよう、データの更新・補正等を実施しつつ、利用者となる地方公共団体等からの要望等に基づき、地域経済循環や農業、医療・福祉等、「地方版総合戦略」策定に必要な他の分野について、機能の追加を検討する。

(3) 国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化

国は、各地域の取組を支援する施策を用意するに当たり、各地域の取り組みやすさに配慮しつつ、関係施策の目標、内容や条件等を関係府省庁間で統一又は整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。また、国は、各地域の特性を生かした個性あふれる地方創生が実現されることを目指し、全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう、支援施策のメニュー化及びホームページの活用等による各府省庁の支援施策の一元的な情報提供やマッチングを進める。さらに、小規模の市町村に国家公務員等を派遣する「地方創生人材支援制度」や、当該地域に愛着や関心を持ち、意欲ある各府省庁の職員を相談窓口として選任する「地方創生コンシェルジュ⁵制度」による人的支援

⁴ IT（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。

⁵ コンシェルジュとは、ホテルで宿泊客の様々な相談に応える係のことから広がり、客が何でも

を行う。

「地方創生人材支援制度」は、2014 年度中に人材マッチングを開始し、派遣する人材の事前研修を行い、2015 年度に派遣を実施する。

「地方創生コンシェルジュ制度」についても、2014 年度中に選任作業を開始し、各府省庁に設置する。

(4) 地域間の連携推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、重複する都市圏概念を統一し、経済成長のけん引などの機能を有する「連携中枢都市圏」の形成を促進し、財政面やデータ分析面での支援等を行う。併せて、従来からの定住自立圏の形成を進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

各地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団体の「地方版総合戦略」に順次反映させていくこととする。また、都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。

相談できる窓口を設け、対応する者を称している。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

(1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

国の「総合戦略」では、政策の「基本目標」を明確に設定し、それに基づき適切な施策を内容とする「政策パッケージ」を提示するとともに、政策の進捗状況について重要業績評価指標（KPI）で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立する必要がある。

こうした観点から、政策の「基本目標」については、日本の人口・経済の中長期展望を示した「長期ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」の目標年次である 2020 年において、国として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定する。

【「長期ビジョン」が示す中長期展望】

- 「長期ビジョン」では、中長期展望として、「2060 年に 1 億人程度を維持すること」が示されている。これを実現するためには、出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけることが必要である。

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は 1.8 程度の水準まで改善することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）=1.8 は OECD 諸国の半数近くの国が実現している。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

- また、若い世代を中心とする東京圏への流入が日本全体の人口減少につながっている。東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県（以下「東京圏」という。）へは年間 10 万人程度の転入超過が近年も続き、さらに拡大の兆しもあり、こうした「東京一極集中」の是正に取り組む必要がある。

- さらに、成長力の確保の観点からは、「人口の安定化」を進めると同時に、労働力人口の減少を補う上で「生産性の向上」が必要不可欠である。「人口の安定化」と「生産性の向上」の両者が実現するならば、2050 年代の実質 GDP 成長率は 1.5～2%程度を維持することが可能と見込まれている。

(2) 4つの「基本目標」

「長期ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」では、以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止め、「東京一極集中」の是正を、着実に進めていく。

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、まずは、地方における「しごと」づくりから着手する。東京圏への転入・転出状況を見ると、現在、35歳未満の若い世代で約10万人の東京圏への転入超過となっている一方、35歳以上は若干の地方への転出超過となっている。

東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要があり、そのためには、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある。

具体的には、初年度（2016年度）2万人、翌年度（2017年度）4万人と、毎年度2万人ずつ段階的に地方に雇用を創出し、2020年以降は毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出す力を持った地域産業の競争力強化に取り組む⁶。そして、2020年までに、累計で30万人の若い世代が安心して働ける職場を新たに生み出す。

また雇用の量ばかりでなく、職種や雇用条件、生活環境の不適合などによる雇用のミスマッチや、ポテンシャルある女性の就業機会の不足などの理由により、地方で生かされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用等の割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る。

なお、こうした「しごと」づくりを、地域の経済力・消費力に的確につなげていくため、参考指標として、賃金上昇率を計測することとする。

■若者雇用創出数（地方） 2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出

■若い世代の正規雇用労働者等^(注)の割合
2020年までに全ての世代と同水準を目指す（※）

⁶ 東京圏への10万人の転入超過を解消するためには、廃業等による失業分を考慮した上で、10万人の雇用を創出する必要があるが、現時点では、世代要因による雇用の自然減、産業の新陳代謝に伴う適正な廃業率水準等の知見が不足していることから、まずは10万人の雇用創出目標からスタートし、今後、的確な評価を得ることによって、廃業等による失業分を考慮した雇用の純増目標を検討し、適切な設定をする。

※ 15～34歳の割合：92.2%（2013年）

全ての世代の割合：93.4%（2013年）

（注）自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。

2020年までに73%を実現（2013年70.8%）

■女性の就業率向上

※参考計測

賃金上昇率

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

内閣官房の調査によれば、東京都在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用であるという調査結果がある。今後、地方で生み出す毎年10万人分の雇用を、こうした潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

具体的には、地方に生み出す年間10万人分の雇用創出力を活用しつつ、現在、年間47万人の地方から東京圏への転入者を年間6万人減少させ、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させる。こうした、東京圏から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることを目指す。

■東京圏から地方への転出 4万人増加（2020年時点、2013年比）

■地方から東京圏への転入 6万人減少（2020年時点、2013年比）

■上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備等の取組を推進することにより、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合を40%以上とする。

出生動向基本調査によれば、独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、希望子ども数も2人以上となっている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば出生率は1.8程度の水準まで改善することも見込まれ、地域における少子化の流れにも歯止めをかけることができる。

このため、若年世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を80%に引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目

のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁷）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を95%に引き上げるよう取り組むこととする。

■安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合 40%以上（2013年度19.4%※）

（※2013年度「安心して妊娠・出産できるような社会」の達成度について、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合）

■第1子出産前後の女性の継続就業率 55%（2010年38%）

■結婚希望実績指標⁸ 80%（2010年68%）

■夫婦子ども数予定実績指標⁹ 95%（2010年93%）

＜基本目標④＞ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環は、それを支える「まち」の活性化によって、より強固に支えられる。ただし、「まち」の様態は地域ごとに異なるものであり、国が一律に目標を定めることは難しい。地域の課題は地域で解決する観点から、「小さな拠点」の整備や「地域連携」の推進など、具体的な施策に対する重要業績評価指標（KPI）を設定した上で、国の目標数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」の内容を踏まえ設定することとする。

⁷ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活のこと。

⁸ 結婚の希望（既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。）と、「総合戦略」の期間（5年間）経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計（A）」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合（B）」の比率（ $=B/A$ ）を算出。

⁹ 夫婦の平均予定子ども数（完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均）に対する完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の子ども数）の比率。

(3) 取組に当たっての基本的な考え方

「総合戦略」では、東京一極集中を是正すべく、まずは、若い世代を中心とした東京圏への転入超過を解消することを当面の目標とする。

このため、第一に、「しごとの創生」による新たな雇用の創出を目指し、地域産業の競争力強化に取り組むこととする。具体的には、ビッグデータを活用した地域経済分析等により、その地域にとって経済の活性化につながる強みを持った事業・産業を特定し、新事業・新産業と雇用を生み出すための包括的創業支援や地域イノベーションの推進、地域を担う中核企業支援などにより、域外からも需要・投資を呼び込むことができる産業の育成を進める。また、地域に根付いたサービス産業の活性化・付加価値向上や農林水産業の成長産業化、観光地域づくりなどに取り組み、地域産業の雇用創出力の向上を図る。

また、地域産業の競争力強化の取組と併せ、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みを強化する。具体的には、都市部に供給余力のある事業企画・運営に実績のあるプロフェッショナル人材の地方への還流を実現し、地域経済の事業創出力の抜本的向上を目指す。また、地域の金融機関等とも連携し、産業・金融一体となった総合支援体制を整備する。

第二に、こうした地域における雇用創出力の向上、事業創出力の強化の取組を、確実に東京一極集中の是正に結び付けるため、潜在的な移住希望者の移住を的確に支援するための環境を整備し、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

このためには、東京圏からの移住促進に向けた環境整備に取り組むとともに、企業の地方拠点強化や、企業の地方採用枠の拡大に向けた取組を支援して地方への人の移動を促進する。さらに、地方大学や教育機関との連携の下、地域ニーズに対応した人材育成や、地方大学等への進学、地元企業への就職の向上に向けた取組を推進するなど、移住以外の側面からも地方への人の移動・定着の促進を図る。

第三に、こうした「しごと」と「ひと」の好循環に向けた取組が、次の世代に引き継がれてはじめて、地域における真に持続的な好循環の確立につながっていく。そのためには、若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児をしやすい社会を実現することが重要であり、結婚から妊娠・出産・子育てまでを切れ目なく支援する体制の整備、若者の安定的な経済基盤の確保や、男女ともに子育てと就労を両立させる「働き方」の実現などを推進し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための環境整備に取り組む。

最後に、こうして生み出された「しごと」と「ひと」の好循環を、活気にあふれた「まちづくり」によって、しっかりと地域に根付かせていくことを目指す。このため、中山間地域における「小さな拠点」の形成、地方都市における都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進、地域間の連携促進による自立的な経済・生活圏の形成促進、大都市圏における安心な暮らしの確保など、暮らしの環境の充実を進め、活気にあふれる「まちの創生」を実現することにより、まち・ひと・しごと全体の好循環実現を目指す。

2. 政策パッケージ

【「政策パッケージ」の趣旨】

国は、本節で提示するような「政策パッケージ」の形で、地方が「地方版総合戦略」を策定・実施していくに当たり必要と考えられる支援策を用意する。

それぞれの「政策パッケージ」は、関係府省庁が一体となって準備した施策から構成され、併せてそれぞれの施策に応じた工程表を用意している。その中には、短期的に実施が可能な施策と、構造的な改革を視野に入れた中長期的な施策の両方が含まれているが、いずれのメニューを組み合わせ採用し、どのようなスピード感で取組を進めていくかは、最終的に、地方が自ら、「地方版総合戦略」の策定を通じて、判断していくこととなる。

「地方版総合戦略」の策定・実施に当たっては、地方において、地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）が連携し効果的な施策が実施されるよう、戦略の策定から、担い手の選定、具体的な進め方まで、それぞれの代表も加わった形で、PDCA サイクルに基づく分析を徹底して行うことが重要である。

国は、政策5原則の下、地方が、その特性に合わせて政策メニューを効果的に活用し、各地域独自の「地方版総合戦略」を策定・実施できるよう、現状の分析から戦略の策定・評価までしっかりと支えていく。また、支援策の利用者の立場に立った政策実施環境を整えると同時に、地方における政策メニューの選択や、政策展開によって上げられた成果を踏まえ、「政策パッケージ」の内容自体も、不断に見直していくこととする。

◎ 「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ ＜「しごと」と「ひと」の好循環づくり＞

地方に「しごと」が生まれ、地方への新しい「ひと」の流れが生じると、その「ひと」が地方で新しい「しごと」を創出し、好循環が達成される。この好循環は、地方における若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望がかなう環境を整えることにより、持続的なものとなる。こうした「しごとの創生」と「ひとの創生」を目指す「政策パッケージ」は、以下のものである。

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

【施策の概要】

各地域は、人口規模の大小のみならず、産業構造や地域特性（自然環境、歴史等）が大きく異なっていることから、各地域の特性を踏まえた経済雇用戦略を展開する必要がある。地方公共団体が定量的・客観的なデータ分析に基づき、地域の特性を踏まえた「地方版総合戦略」を策定できるようにするため、その基盤情報として統計におけるオープンデータの高度化を推進し、「地域経済分析システム」を開発するとともに、その分析手法を地方公共団体に普及・伝達する。

また、地方の段階における「縦割り」や「重複」を排除し、各分野の政策を統合的に立案・推進していくための体制を整備する必要がある。このため、地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）が連携した総合戦略推進組織を各地方公共団体に整備することが望まれる。さらに、人口減少が進む地域において、地域生活を支える各種サービスが安定的・効率的に提供されるよう、特定非営利活動法人の活用も含め、サービス事業主体の在り方を検討し、必要な制度整備を実施する。

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-① 地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発（再掲）

地方公共団体による定量的・客観的なデータ分析に基づく地域の特性を踏まえた「地方版総合戦略」の策定を支援するため、行政区域を超えた企業間取引関係、地域経済を支える「地域中核企業」に求められる要素、観光地における人の動き、現在及び将来の人口構成、人口流入・流出先等に関するビッグデータを活用し、地域の特性を分析できる「地域経済分析システム」を2014年度中に開発する。

2015年度には、各地方公共団体に当該システムの提供を開始し、「地方版総合戦略」策定に活用できる体制を整備する。また、国は当該システムの普及を図るとともに、活用支援を担う人材を各地域ブロックに配置し、各地方公共団体がビッグデータ分析等に基づき「地方版総合戦略」を策定できるよう支援する。

2015年度以降は、各地方公共団体が適切にPDCAサイクルを実行することができるよう、データの更新・補正を実施しつつ、利用者となる地方公共団体等からの要望等に基づき、地域経済循環や農業、医療・福祉等、「地方版総合戦略」策定に必要な他の分野について、機能の追加を検討し、成案を得る。

◎ (1)-(ア)-② 地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備(再掲)

各地方公共団体が、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、地方創生を効果的・効率的に推進していくためには、地方における「縦割り」や「重複」を排除し、地域の産業・雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に立案・推進する必要がある。このため、各地方公共団体は、地域の産官学金労に加え、多様な世代の住民代表をメンバーとする総合戦略推進組織を整備することが望まれる。

2015年度は、当該組織を整備・活用しつつ、幅広く地域住民の意見を聴取するとともに、「地域経済分析システム」等により抽出した地域特性や課題を踏まえて、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を推進する。

「地方版総合戦略」の策定に当たっては、地域金融機関、政府系金融機関等の知見等を積極的に活用する。

2016年度以降、地方公共団体は、「地方版総合戦略」の進捗について、重要業績評価指標（KPI）を用いて、その施策効果や目標達成の状況等を検証し、改善を進めるPDCAサイクルを確立し、本格的に稼働させる。

◎ (1)-(ア)-③ 地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

地域の公共交通、小売・生活関連サービス、介護、保育などの課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方について検討を行い、必要な制度整備を実施する。

(イ)地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

【施策の概要】

地域に新たなビジネスや雇用を創出し域内経済の活性化につなげるためには、地域の若者・女性などが起業しやすい環境を整備するとともに、既存企業が不採算部門を廃業し新たな事業分野に挑戦する「第二創業」や個人事業主の起業を促進する必要がある。また、信用力が十分でない創業間もないベンチャー企業は、官公需の受注機会が限られていることから、官公需への参入を促進する必要がある。

地域経済の引上げには、海外をはじめ域外需要を取り込むことが有効であり、特定の製品分野において国内外で高いシェアと収益力を誇るニッチトップ企業（以下「NT企業」という。）、グローバルニッチトップ企業（以下「GNT企業」という。）¹⁰は、地域で多数の取引先を有するなど地域経済の牽引役として重要な役割を果たしている。こうした地域の中核企業を関係府省庁の連携の下で支援し、そのサプライチェーン全体を含めた地域経済の活性化を図る必要がある。

¹⁰ NT（ニッチトップ）企業とは、特定の製品分野でトップクラスの国内市場シェアを有する企業のこと。技術力を生かしてNT企業となった後、世界市場においてトップクラスのシェアを持つGNT（グローバルニッチトップ）企業へと発展していく企業が多い。

日本の対内直接投資残高の対 GDP 比率（2013 年末 3.8%）は、OECD 平均の約 3 割と比較して極めて低く、199 か国中 196 位で、その約 7 割が東京都に偏在している。地方には大きな潜在的な外資誘致ニーズがあることから、地方公共団体と連携して地方への対内直接投資を促進する必要がある。

また、これら産業面からの施策とともに、金融面からの施策が一体となって進められ、同時に、地域における金融機能を高度化する必要がある。

こうした観点を踏まえ、2020 年までに国が達成すべき重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定する。

■ベンチャー企業の付加価値額を 10 年間で 2 倍に拡大 (2010 年度 8.6 兆円→17.2 兆円)

■NT 企業・GNT 企業等中核企業候補 1,000 社を支援し、平均売上高 20 億円 (2011 年度)¹¹を、取引先への波及効果も含め、5 年間で 3 倍増とすることを目指す

■対日直接投資残高を倍増 (2013 年度 18 兆円→35 兆円) 等

地域産業の競争力を強化する業種横断的取組を推進することにより、2020 年までの 5 年間の累計で約 11 万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す (地域の起業 3 万人、中核企業支援 8 万人)

【主な施策】

- ◎ (1)-(イ)-① 包括的創業支援 (創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、大企業を含むベンチャー創造協議会の活用、ベンチャー企業とのネットワーク形成、個人の起業の推進、官公需への新規中小企業者の参入促進)

地域に新たなビジネスや雇用を創出し、地域を活性化させるためには、地域における起業や第二創業を支援していくことが重要である。具体的には、産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) における創業支援事業計画に基づき、地方公共団体が核となって地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」の推進、「ビジネスプラン・グランプリ」の開催による創業マインドの向上、第二創業者に対する支援、ベンチャー企業や大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」の活用によるビジネスマッチングの促進などを進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への技術開発等の助成、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (昭和 41 年法律第 97 号) の改正による受注機会の拡大、クラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付等 (ふるさと投資) の活性化などを通じ、各種創業を支援する。

金融面については、創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスク

¹¹ 細谷祐二 (2014) 『グローバル・ニッチトップ企業論』、白桃書房。ニッチトップ型企業 663 社の平均売上高。

の観点から官の補完的役割が必要なケースについては、株式会社日本政策金融公庫等による融資や民間金融機関との協調融資を通じて官民の適切なリスク分担を図る。こうした取組により、ベンチャー企業の付加価値額を今後10年間で2倍に拡大（2010年度8.6兆円→17.2兆円）するとともに、開廃業率を欧米並みに高めていくことを目指す。

◎ (1)-(イ)-② 地域を担う中核企業支援

地域経済の引上げを図るため、域外需要を取り込む可能性を秘めた地域の中堅・中小企業を発掘し、戦略策定、海外展開・販路開拓等の一貫した支援を実施して、中核企業への成長を促すとともに、取引先への波及効果も含めた支援体制を整備する。

また、地域の中堅・中小企業の引上げや雇用創出への取組を関係府省庁と連携して支援する。加えて、中堅・中小企業等の優れた製品・技術やサービス等の海外展開を実現するため、関係府省庁や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（以下「ジェトロ」という。）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方公共団体等が連携して海外ニーズとのマッチングを支援するとともに、株式会社商工組合中央金庫の「グローバルニッチトップ支援貸付制度」など、政府系金融機関のリスクマネー供給機能を活用する。さらに、海外等のニーズに対応したサービスやものづくり新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援する。特に、地域の大半を占める中小サービス産業の付加価値向上に向けた取組や、中核企業を支える中小企業等の生産性向上への取組、複数の企業が連携した取組を強化する。こうした取組などにより、2020年までにNT企業・GNT企業等の中核企業候補1,000社を支援し、平均売上高20億円（2011年度）を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍とすることを目指す。

◎ (1)-(イ)-③ 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進

地方における若年世代の流出・人口減少を食い止めるためには、地域イノベーション等を通じた、新産業の創出や既存産業の高付加価値化を行い、働く場の創出、特に「やりがいのある」高付加価値産業を創出することが重要である。効果的な地域イノベーションの創出、さらには地域経済を担う中核企業の創出のためには、これまでの地域クラスター政策¹²の反省点を踏まえ、以下の3つの取組が必要である。

¹² 中堅・中小企業と大学、研究機関等の連携を活用して、地域に新しい事業・産業が次々と生み出されるようなイノベーションの環境を整備することにより、競争優位を持つ広域的な産業集積の形成・発展を支援する政策。

①フラウンホーファー研究機構¹³を中心としたドイツのシステム等を参考に、産業界、大学・研究機関、さらに、両者の間で革新的技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」研究機関といったイノベーションに係る各主体の役割を明確化し、各主体のコミットメントを最大限引き出す。

②地域内に閉じがちで域外との連携が不十分だった反省を踏まえ、全国の資源を総動員して積極的に活用する。

③クロスアポイント制度¹⁴の活用等により人材や技術を流動化させる。

このため、関係府省庁が連携して、マーケットを見据えて全国レベルで革新的技術シーズを事業化につなぐ「橋渡し」機能、マッチング機能の強化による地域イノベーションを推進する。

具体的には、2015年度には、都道府県等の公設試験研究機関（以下「公設試」という。）に独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）併任職員を配置する等を含む、公設試と産総研の連携による全国レベルでの「橋渡し」機能の強化や、戦略分野における産業専門家による全国レベルでのマッチングを実現する。また、「橋渡し」研究機関を活用した中堅・中小企業のイノベーションの支援の強化を通じて、公設試等と産総研が中堅・中小企業の研究機能を担うことにより、中堅・中小企業が先端技術活用による製品や生産方法の革新等を実現する仕組みを構築する。さらに、公設試等の「橋渡し」機能の強化を促すため、当該機能強化に取り組む公設試等に対し各種助成等の重点化を図る。加えて、中小企業等の戦略的な知的財産活用のための支援体制を構築する。

また、各地域の大学・研究機関や企業には、その地域の特色に応じた研究成果が存在しているため、全国の研究成果等の総結集や、人材や技術を流動化させる仕組み等により、各地域において地域特性を踏まえた地域の将来ビジョンに基づき研究施設等を核に大学、研究機関、企業が集積したイノベーション創出拠点を構築する。さらに、目利き人材による民間企業のニーズと大学等の研究成果等のマッチングを促進し、これらを通じ科学技術を活用した地域イノベーションを創出する。

◎ (1)-(イ)-④ 外国企業の地方への対内直接投資の促進

地方の外資誘致ポテンシャルを引き出すためには、煩雑な投資手続、外国企業誘致のメリットへの認識不足、誘致ノウハウの欠如等の課題の解決に向けて、意欲的な地方公共団体の取組を支援する必要がある。このため、2015

¹³ ドイツ全土に67カ所、約2万3千人の職員を擁する欧州最大の応用研究を担う公的研究機関。産学の橋渡しを担う。予算のうち約4割が企業からの資金。

¹⁴ 大学と公的研究機関等の複数の機関と雇用契約関係を結び、どちらの機関においても正式な職員として活躍できる制度。

年度は、「対日直接投資推進会議」¹⁵などの枠組を最大限活用しつつ、地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールス、「地域の元気創造プラットフォーム」等を活用した誘致体制の強化、ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充等を実施する。こうした取組を通じて、2020年までに対日直接投資残高を18兆円（2013年度）から35兆円に倍増させる。

◎ (1)-(イ)-⑤ 産業・金融一体となった総合支援体制の整備

地域における企業や産業の生産性・効率性を向上させ、「雇用の質」を確保し高めることが地域経済の振興につながる。そのため、地域資源を活用した事業化、生産性の向上、再出発に向けた環境整備等の課題について、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、企業の経営課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。また、地域金融機関と政府系金融機関との協働案件の発掘・組成を通じたノウハウシェアなどの連携を通じ、地域における金融機能の高度化を図る。

緊急的取組としては、金融等による「地域企業応援パッケージ」を策定する。2015年度には地域資源を活用した事業化支援及び生産性の向上支援等における各種早期実施策¹⁶を実施するとともに、官民一体となって地域企業を支援する観点から、様々な角度から中長期対応策¹⁷を引き続き検討する。2016年度以降は、各施策の実施を通じて、サービス産業・農林水産業・観光業等において掲げられている2020年までの成果目標達成に貢献する。また、主要な施策についてモニタリングする体制をまち・ひと・しごと創生本部事務局に整備する。

◎ (1)-(イ)-⑥ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

地域活性化に資する事業承継・集約や事業引継ぎ、事業承継を契機とした後継者による新たな事業展開等を支援するとともに、事業再生のための抜本的な対策を打てない中小企業・小規模事業者の再生や経営改善計画の策定等を支援する。

¹⁵ 対日直接投資推進会議とは、対日直接投資を推進するため、投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担うとともに、外国企業経営者等から直接意見を聴取し、必要な制度改革等の実現に向けた関係大臣や関係会議の取組に資することを目的として開催される会議。

¹⁶ 株式会社日本政策投資銀行によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開、地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進、株式会社日本政策投資銀行による地域向けリスクマネー供給の強化等。

¹⁷ 経営改善が必要な産業・企業の見極めに資する評価手法の検討、円滑な事業整理を行うための資金面からの支援等を検討。

(ウ) 地域産業の競争力強化（分野別取組）

【施策の概要】

[サービス産業]

地域雇用の過半を支えるサービス産業において、雇用の「質と量」を確保するため、サービス産業の付加価値を向上させ、相応の賃金が得られ、安定した雇用を確保することが極めて重要である。

業種による事業内容・形態等を踏まえ、主要業種ごとにサービス産業の活性化・生産性向上策が必要であり、同時に、地域における金融の機能強化を図る必要がある。また、実態把握や政策の企画立案・実施に当たっては、業種横断的に統一的な方針に基づき取り組むべきものも存在するため、府省庁横断的に取り組む必要がある。

[農林水産業]

農林水産業においては、総産出額の減少、耕作放棄地の増加、従事者の高齢化が深刻となっている。そのため、地域を支える農林水産業の成長産業化を目指す政策を進めていくことが必要である。「農林水産業・地域の活力創造プラン¹⁸⁾」に沿って、農林水産業と他の産業部門とが連携しつつ、若者にも魅力ある基幹産業に転換させる必要がある。

[観光]

我が国の訪日外国人旅行消費額は2013年で1.4兆円であり、一方、欧米の観光先進国であるスペイン、フランスではその4倍となっており、我が国では更なる伸びが期待される。また、アジアをはじめとし、国際観光需要は高まっており、取組を一層強化していくことにより、観光は、今後大きな成長が見込める分野である。また、東京周辺やいわゆるゴールドルート¹⁹⁾に訪日外国人が集中しており、来訪者が不便を感じずに地方を周遊・滞在できる広域観光周遊ルートの形成などの環境づくりと国内外への発信力の強化が必要となっている。また、地域資源を有効に活用した消費市場の拡大には、地域全体でのブランディングや販路拡大など、大胆な展開が必要であり、観光資源、農林水産品、伝統的工芸品、文化、芸術、スポーツ等の地域資源を組み合わせるなど、「ジャパnbrand」、「地域brand」による付加価値向上を図る必要がある。

こうした観点を踏まえ、2020年までに国が達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大（2012年、2013年の年間伸び率の平均0.8%→2.0%）
- 農林水産業の成長産業化（6次産業の市場規模10兆円（2012年度1.9兆円）、

¹⁸⁾ 内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において2013年12月に決定（2014年6月改訂）された、我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとなるもの。

¹⁹⁾ 東京、名古屋、京都、大阪などの主要観光地を結ぶルート。

農林水産物・食品の輸出額 1 兆円（2013 年 5,505 億円）等）

■ 訪日外国人旅行消費額を 3 兆円（2013 年 1.4 兆円）に拡大

地域産業の競争力を強化する分野別の取組を推進することにより、2020 年までの 5 年間の累計で 19 万人（サービス産業 6 万人、農林水産業 5 万人、観光 8 万人）の若い世代の安定した雇用の創出を目指す

【主な施策】

◎ (1)-(ウ)-① サービス産業の活性化・付加価値向上（サービスの優良事例の抽出・横展開、地域の大学等におけるサービス経営人材の育成、ヘルスケア産業の創出、IT・ロボットの導入促進等）

サービス産業の好事例の抽出と横展開を図るため、優れたサービスを表彰する「日本サービス大賞」を創設し、優良事例を全国に展開するとともに、教育機関によるサービス産業の経営人材の育成に向けた取組を支援する。

また、地域のヘルスケア産業育成のため、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会（仮称）」の設置、株式会社地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が設立するヘルスケアファンドによる出資等の支援、農・食や観光等の地域資源を活用した新たなサービス創出等を促進する。さらに、IT を活用した地域におけるヘルスケア産業創出にとって有用な、地域住民の医療・介護・健康に関する情報の共有・活用に向けた取組を推進するとともに、地域発の健康・予防サービスの国際展開や、国際展開等を通じた地域の高度医療の提供も図る。加えて、地域における医療機器開発を促進するため、「医療機器開発支援ネットワーク」を構築する。

この他にも、地域のサービス産業において IT 活用を促進する取組を実施するとともに、ロボット導入実証を実施し、ロボット未活用領域への導入を促進する。

関係府省庁が参加する「サービス産業の活性化・生産性の向上に向けた業種横断検討チーム」を設置し、統一的な方針に基づき、サービス産業の実態把握や政策の企画立案等に係る検討を行う。それらの議論・検討の内容について、産業競争力会議においてフォローアップを実施し、来年央の『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）の改訂にも反映させる。

2016 年度以降もこうした取組を継続し、サービス産業の労働生産性の伸びを 2%に向上させ、「医療機器開発支援ネットワーク」を通じた医療機器等の実用化を 500 件以上支援し、非製造分野におけるロボット市場規模を 20 倍（2012 年度 600 億円→約 1.2 兆円）とするとともに、ヘルスケア産業を 10 兆円（2012 年 4 兆円）まで拡大する。

◎ (1)-(ウ)-② 農林水産業の成長産業化（需要フロンティア拡大²⁰、バリューチェーン²¹構築、生産現場強化）

農業は、産業として強くしていく政策（産業政策）と多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。林業は、森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要である。水産業は、経済社会環境の変化に対応した生産・流通体制の革新を進めていく必要がある。

農林水産業・農山漁村の有する大きな潜在力を最大限に引き出し、競争力の高い産業へと転換していくとともに、美しい農山漁村をつくり上げていくためには、施策ごとに、その目的、対象、施策の内容を明確にし、効果的に推進していくことが必要である。このため、「需要フロンティアの拡大」、「バリューチェーンの構築」、「生産現場の強化」を体系的に実施する産業政策と、「農林水産業・農山漁村の多面的機能発揮」を図る地域政策を明確にし、車の両輪として推進することとしている。

その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。

そのため、緊急的取組として、農業の担い手の育成、経営規模拡大等を通じた生産性の向上、農林水産物の高付加価値化等の推進とともに、新たな木材需要の創出のため CLT²²の早期普及に向けた取組を実施する。

また、2015 年度以降は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、以下の施策を実施する。

- ① 農林水産業共通の取組として、需要フロンティアの拡大のため、オールジャパンでの輸出体制の整備等による農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略の推進、日本の食文化・食産業の海外展開を推進する。また、バリューチェーン構築のため、他業種の人材や技術、農林漁業成長化ファンド（A-FIVE²³及び A-FIVE から出資を受けたサブファンド）による出資、地域金融機関等のコンサルティング機能等を活用した地域ぐるみの6次産業化・農商工連携等によるブランド化・高付加価値化を推進する。

²⁰ 国内外に、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を創造し、需要を拡大するもの。

²¹ ここで言うバリューチェーンとは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

²² Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

²³ Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan（株式会社農林漁業成長産業化支援機構）の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013年に設立。

- ② 農業については、生産現場の強化のため、担い手の育成、経営規模拡大等を通じた生産性の向上、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、米生産について平成30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産となるような取組を推進する。
- ③ 林業については、成長産業化のため、森林資源を循環利用しつつ、CLTの普及に向けた取組の総合的な推進、公共建築物の木造化等の促進・木質バイオマス利用の推進等による新たな木材需要の創出、木材の加工流通施設の整備、自伐林家²⁴を含めた多様な担い手による林業の生産性の向上や地域における木材利用供給システムの構築、人材の確保及び育成等による国産材の安定供給体制の構築を推進する。
- ④ 水産業については、持続可能な生産基盤維持のためのIQ²⁵方式の試験実施など漁業資源管理の高度化の推進、国産水産物需要拡大のための官民協働での消費者ニーズに合った商品の提供推進、水産加工施設のEU向けHACCP²⁶認定の加速化、燃油使用量の削減推進など収益性の高い操業・生産体制への転換を推進する。また、これらの新しい動きを踏まえて浜ごとに施設配置・役割分担・販路開拓等を定めた「浜の活力再生プラン」を作成・実現する。
- ⑤ 農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組、「鳥獣被害対策実施隊」等による効率的な鳥獣被害対策を推進する。

これらの取組により、2020年までに6次産業の市場規模を10兆円（2012年1.9兆円）に増加させ、農林水産物・食品の輸出額を1兆円（2013年5,505億円）に引き上げ、国産材の供給量を3,900万m³（2013年2,175万m³）に増やし、毎年5万m³（2014年約1万m³→2024年までに50万m³）のCLT生産体制を構築し、食用魚介類生産量を442万トン（2012年376万トン）に向上させる。

- ◎ (1)-(ウ)-③ 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進（「広域観光周遊ルート」の形成・発信、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援、「地域ブランド」の確立等付加価値の向上等）

（観光地域づくりに当たっては、東京周辺やいわゆるゴールデンルートに集中している訪日外国人旅行者の地域への呼び込み、訪日外国人が一人歩きで

²⁴ 主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

²⁵ Individual Quotaの略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

²⁶ Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品安全のための工程管理システムのこと。食品の製造工程で発生する恐れのある危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、安全な製品を製造する上で特に重要な工程を重要管理点（Critical Control Point）と定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保するもの。

きる受入環境の整備、訪日外国人の観光による消費の活性化等のほか、農林漁業や産業遺産など地域独自の観光資源の磨き上げを通じた魅力ある観光地域づくりが必要である。また、こうした取組を自律的・継続的に実施していくためには、各地域の特性を生かして、地域ごとに複数の主体の合意形成を行い、定量的・客観的なデータ分析に基づく地域課題の抽出等による戦略的なマーケティング、PDCA サイクルによる効率的な事業を継続的に推進する主体（日本版 DMO²⁷）が必要である。観光地域づくりの主人公は地域であり、国は観光庁を中心に地域における取組を後押しするための専門的ノウハウや識見を高めつつ環境づくりや支援を実施することとする。

- ① 地方への誘客拡大に向けた情報発信の強化や、複数の都道府県をまたがって、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数に見合った「広域観光周遊ルート」を形成すべく、早期の体制構築を図る。

2015 年度からは、「広域観光周遊ルート」の形成の促進・海外への積極的な発信のほか、関係府省庁の連携により、歴史まちづくり、国立公園・ジオパーク²⁸等の美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を生かした地域づくりと、体制づくり、無料公衆無線 LAN や多言語対応した案内表示等の受入環境整備、交通アクセスの円滑化等の観光振興のための施策を一体で実施する。また、首都圏空港の機能強化やその機能強化による国際航空路線の拡充、地方の国際航空路線の拡充等に資する地方空港の受入体制の充実、地方空港・港湾における CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の拡充など出入国手続の迅速化や寄港地を中心に地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入れとその円滑化等を推進する。加えて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上等を図り、地域の商店街をはじめとする、全国各地の免税店舗数の飛躍的拡大を推進する。また、キャッシュレス決済の一層の普及拡大を促進する。併せて、訪日外国人旅行者の地域観光資源等に関する多様なニーズへの対応のための通訳案内の充実を図る。

- ② 地域の雇用を支える観光産業に従事する者に対し、経営に関する知識・スキル習得等の人材育成支援を行うとともに、モデル地域等における「ふるさと休日」の創出等を通じ、休暇取得や地域活性化を促進する運動（「家族の時間づくりプロジェクト」、「ポジティブ・オフ運動²⁹」等）を推進する。金融機関との連携については、国内外の情報ネットワ

²⁷ Destination Management/Marketing Organization の略。戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する、主に米国・欧州で見られる組織体。

²⁸ 地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく、生態学的・考古学的又は文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界を定められた地域。

²⁹ 企業と連携し、休暇を取得して外出・旅行を楽しむことを積極的に促進する運動。

ークを有する株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、地域金融機関等の知見を積極的に活用するとともに、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社日本政策投資銀行等による観光を対象としたファンドの活用による、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。

以上の取組を通じ、地域が主体となった自律的で持続可能な観光地域づくりにより、活力ある地域の実現を図り、2020年までに訪日外国人旅行者数を2,000万人（2013年1,036万人）、訪日外国人旅行消費額を3兆円（2013年1.4兆円）に拡大する。

- ③ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）の一部を改正する法律案を次期通常国会に提出し、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、消費者志向の商品開発・販路開拓等を関係府省庁が連携して支援する。また、国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、地域資源を活用した商材の海外販路開拓及び放送コンテンツなどの海外展開等を通じた観光・地域特産品等の情報発信の強化により、ローカル版クールジャパンを推進する。加えて、株式会社海外需要開拓支援機構が民間投資を促す「呼び水」としての役割を果たしつつ、プロジェクト組成を支援する。

◎ (1)-(ウ)-④ **地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化**

地域の歴史、町並み、文化・芸術、スポーツを地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援する。

地域の歴史、町並み、文化・芸術においては、世界遺産や国宝等を地域活性化に活用するほか、2015年度より新たに「日本遺産」を認定する仕組みを創設するなど、観光・産業資源としての魅力の向上や、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組を支援する。併せて、地域の特色ある文化芸術活動や劇場・音楽堂などの活動を推進し、文化・芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。2020年には、文化・芸術を目的に訪日する外国人を大幅に増加させる。

スポーツについては、スポーツによる地域活性化に取り組む「地域スポーツコミッション」等の活動を促進して一層進展させるとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国各地に波及させることにより、スポーツを地域資源とした地域の活性化を推進する。

◎ (1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進

豊かな自然に恵まれた地方で、その豊富な再生可能エネルギー資源や地域におけるコジェネレーションの活用等により、分散型のエネルギー開発・利用を推進していくことは、防災面、エネルギー・セキュリティ面からも、地域に根付いた雇用の供給という面からも、重要な課題となっている。

具体的には、バイオマスなど地域資源に由来するエネルギーを活用した農林水産業の6次産業化、送電線・ガス管など地域のエネルギーインフラの整備・充実、自然環境と調和した地熱発電等の電源開発の推進など、様々な角度から、分散型エネルギーを強力に推進していく必要がある。その際には、支援施策の利用を希望する事業者が、それぞれの地域の課題特性に応じ、迷うことなく最もふさわしい施策を選び、準備が進められるよう、各事業者をしっかりと支えていくことが重要である。

このため、施策の選択や利用についての的確なアドバイスが行えるワンストップ窓口を関係府省庁の地方支分部局及び希望する都道府県に整備するとともに、利用者目線の政策ガイドブックの作成を進める。また、分散型エネルギーの推進という共通の目標に向けて、各種連絡会議等の場を通じ関係府省庁間の施策内容の調整を行うとともに、2016年目途に実施が予定されている電力自由化等を踏まえ、2015年度中に、更なる施策の整理や進め方について検討を行い、成案を得る。

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【施策の概要】

多くの若者が大都市圏で就職し、地域では人口流出や少子高齢化により、中小企業や農業等で人材確保が厳しい現状にある。このため、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化が重要である。これを実現し、地域活性化に資するため、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策について、それぞれの役割分担や連携を明確にして取り組む必要がある。

地域に人材を還流する一方で、地域に活力を取り戻すためには、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など職場の魅力向上を促進し、女性や高齢者・障害者が活躍できる地域社会の実現や、高齢化・後継者問題が深刻な農林漁業の新規就業・後継者育成を図る必要がある。また、建設業における技能労働者の処遇改善、生産性の向上や若手、女性等の多様な人材の活用等を通じ、地域経済を支える建設業、造船業、運輸業等が「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成を推進する。

こうした観点を踏まえ、2020年までに国が達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■東京圏から地方へ約10万人の人材を還流(2020年までの5年間の累計)

- 地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約 20 万人の地方への定着を図る（2020 年までの 5 年間の累計）
- 上記により、2020 年までの 5 年間の累計で 30 万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す

【主な施策】

◎ (1)-(エ)-① 若者人材等の還流及び育成・定着支援

人材確保が困難となっている地域の中小企業や農業等において必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組み等を強化するため、地域における良質な雇用の確保・創出や人材育成・定着を支援するとともに、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策につき、役割分担や連携を明確にする。

そのため、2015 年度には「全国移住促進センター（仮称）」と連携しつつ、就職関係情報や地方での生活に関する情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター（仮称）」の整備を推進する。また、各地域の UIJ ターン等の受け皿となるよう、各地域での魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の、地域の創意工夫を生かした取組を実施し、地方への人材還流等を進める。2016 年度以降は人材還流等の本格稼働を進める。

◎ (1)-(エ)-② 「プロフェッショナル人材」の地方還流

地方の中堅・中小企業では、経営等に携わる「プロフェッショナル人材³⁰」の不足が目立つ一方、大企業等においては事業企画・運営に実績のある 30 代～50 代の人材が存在している。こうした「プロフェッショナル人材」のマッチング促進のため、「お試し就業」による人材還流の促進とその費用への助成制度により人材送出し側・受入側双方の負担を軽減するとともに、地方における住環境・教育環境等を充実させることが重要である。

2014 年度中には、「プロフェッショナル人材」のマッチング支援に関する検討会を開催する。また、2014 年 10 月より拡充された株式会社地域経済活性化支援機構の特定専門家派遣事業³¹を推進する。2015 年度には、人材マッチングに携わる民間人材サービス事業者、金融機関、NPO 等の活動を支援する等の「プロフェッショナル人材センター（仮称）」の仕組みを検討していくとともに、経営（サポート）人材のマッチングを行う地域経済活性化支援機構の子会社を設立する。2016 年 4 月の「プロフェッショナル人材センター（仮称）」の本格稼働を目指す。

³⁰ 地方の中堅・中小企業における経営人材、経営サポート人材、専門人材をいう。

³¹ 株式会社地域経済活性化支援機構は、2014 年 10 月より、金融機関等が事業再生等に関し支援、資金提供等を行う事業者に対して、機構の専門家を派遣する機能拡充を行った。

◎ (1)-(エ)-③ 地域における女性の活躍推進

地域における女性の活躍推進は、地域内の多様な人材の確保につながり、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そして、地域経済が活性化され、魅力ある多様な就業の機会の創出や地域社会全体に活力をもたらすものとなる。

地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、多様な主体による連携体制の構築や女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を進める。

これらの取組によって、各地域における女性就業率及び指導的地位に占める女性の割合を着実に高める。

◎ (1)-(エ)-④ 新規就農・就業者への総合的支援

農林水産業への新規就業を促進するため、農林水産業の成長産業化のための施策を推進するとともに、所得の確保や技術の習得等の支援を行う。

◎ (1)-(エ)-⑤ 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援

大学・高等専門学校・専修学校・専門高校をはじめとする高等学校において、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を促進する。

◎ (1)-(エ)-⑥ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域において若者向けの安定した雇用の場を確保するとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の推進等を行う。

(オ) ICT 等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域の活性化を図っていく上で、ICT が有効なツールとなる。ICT の活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決に ICT を活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このためには、有線・無線のブロードバンドの整備とその利活用の推進が不可欠であるが、ブロードバンドが未整備の地域や、ブロードバンドが整備さ

れているがその利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進する。さらに、地域においても、このような ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進することが必要である。

さらに、地域の産業基盤の強化に資するよう、異常気象や気候変動に関するデータの利活用を進める仕組みを構築する。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定する。

■週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー (2020 年目標) : 全労働者数の 10%以上 (2013 年度 4.5%)

また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す

■テレワーク導入企業数 (2020 年目標) : 2012 年度比 3 倍 (2012 年度 11.5%)

■放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度 (66.3 億円) の 3 倍超に増加

【主な施策】

◎ (1)-(オ)-① ICT の利活用による地域の活性化

地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療を推進する。また、遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進する。さらに、地域の経済社会活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。

2015 年度から、ICT を活用した新たな街づくりや地域からの情報発信強化、柔軟な就労環境を実現する新たなテレワークの実現に向けた取組や、公衆無線 LAN や高速モバイル、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進する。さらに、2016 年度以降、医療・教育など幅広い分野における新たな ICT の利活用モデルの確立に向けた取組を加速化するとともに、地方の創意工夫を生かしたイノベーションの創出を可能とする ICT の一層の利活用を推進する。

また、農業、医療、教育、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資

する ICT の利活用を推進する。

これらの取組により、2020 年までに、テレワーク導入企業数を 2012 年度比 3 倍 (2012 年度 11.5%) に拡大、放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度 (66.3 億円) の 3 倍超に増加させるなど、ICT の一層の利活用を推進することにより、地域の雇用創出・地域経済の活性化に貢献する。

◎ (1)-(オ)-② 異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

近年、日本各地で異常気象や気候変動による地域産業への影響が懸念されており、2020 年までに異常気象や気候変動に関するデータの利活用を進める仕組みを構築し、全国の地方公共団体においてデータを用い、農産物等の被害軽減等への活用を図る。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

【施策の概要】

東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討したいと回答している。また、60代男女は、「退職」などをきっかけとして2地域居住を考える人が33%に上る。移住する上での不安・懸念としては、雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。

地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要である。また、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住替え支援策の検討が必要である。また、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応を検討することも必要である。

さらに、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体（「日本版 CCRC」³²）について検討を進める。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 年間移住あっせん件数 11,000 件
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増（2014年 23%の市町村で実施）
- 都市と農山漁村の交流人口 1,300 万人（2013年度 925 万人）

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 地方移住希望者への支援体制

生活面の情報のみならず、求人情報も含めた地方移住に必要となる情報の一元的な情報提供システム（キーワード等一括して移住関連情報を検索する、いわば「全国移住ナビ」ともいうべきシステム）を整備するため、2014年度中に関連情報の一元的な収集・提供体制を構築し、2015年度より当該システムを本格稼働させ、2016年度以降、随時情報コンテンツの充実を図っていく。

併せて、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口となり、全国各道府県に仲介する役割を果たす「全国移住促進センター（仮称）」を今年度内に開設し、2015年度には本格稼働させる。また、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、2015年度

³² 米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体（Continuing Care Retirement Community）が約2,000か所存在している。

より地方財政措置を創設する。2016年度以降はセンターの活動と各道府県が行う移住の相談支援事業との連携の拡大を図るとともに、受入れ側となる地方に対する支援を講ずることで、2020年までに同センターから地方の受入れ組織や民間組織へつなげるあっせん件数を11,000件とするを旨とする。

◎ (2)-(ア)-② 地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)

2015年度に「地方居住推進国民会議」を設置し、地方居住推進運動を展開する。地方移住を促進するため、地方との交流の促進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進や住み替え支援を行う。

地方との交流の促進のため、都市と農山漁村の交流活動を農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一過性の取組とせず、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するよう、観光・教育・福祉・農業各分野における連携プロジェクト等を推進し、滞在期間の長期化、来訪の定期化を図り、都市と農山漁村の交流人口を2013年の925万人から2020年に1,300万人にする。

「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進については、支障となっている費用負担の軽減を図るため、個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用、LCC³³の参入促進などの取組を推進する。併せて、住み替え促進のため、中古住宅市場の流通促進等の市場環境整備に取り組む。さらに、地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について2015年度より地方財政措置を創設する。

また、一元的な地方居住に関する情報の提供を行うなど、総合的に地方居住を推進していく。これらの取組により、2020年までに「お試し居住」の推進等に取り組む市町村の数を倍増する。

このほか、休暇取得を促進する運動や、地方への新しい人の流れをつくるサテライトオフィス³⁴・テレワーク³⁵等の遠隔勤務(以下「ふるさとテレワーク」という。)の促進により、就労者が仕事をしながらも十分な滞在時間を確保し場所にとらわれない就業ができる環境づくりを図る。

◎ (2)-(ア)-③ 「日本版 CCRC」の検討

東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、健康時から地方に移住し、安心して老後を過ごすための「日本版 CCRC」の導入に向け、2014年度

³³ Low Cost Carrier (ローコストキャリア)の略。低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社のこと。

³⁴ 企業等が、本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスのこと。

³⁵ 情報通信技術を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

中に有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成等について課題及び論点を整理する。同年度中に結論を得た上で、成果目標を設定し、2016年度以降、モデル事業を実施し、その実施状況を踏まえ所要の措置を講じつつ、全国展開する。

◎ (2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進などを合同で行うなど、一体的な運用を実施する。

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

【施策の概要】

人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京23区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に、東京23区からの本社機能の一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向け、官民挙げての取組を推進する必要がある。また、地方においては若い女性の雇用のミスマッチが生じていること、それが地域からの若い女性の転出につながっているという指摘も踏まえ、地方における女性の採用を進める企業を支援する必要がある。加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会を拡大する必要がある。

さらに、東京に居住せず地方に住みながら仕事ができるような環境が整備されれば、若者や女性を含め一層多くの人々が地方において産業・社会の担い手として能力を発揮することができる。

また、政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方からの提案を受け形で地方への移転を進めることが、地方への新しいひとの流れをつくることに資すると考えられる。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加
- 地方拠点における雇用者数を4万人増加

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

地域再生法(平成17年法律第24号)の改正法案を次期通常国会に提出し、地方公共団体が作成する地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を新たに位置付けるとともに、事務所、研修施設等の本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置(税制措置等)を講じる。こうした取組を効率的に進めるため、経済団体にも働きかけを行っていく。

また、多様な正社員の普及・拡大(「キャリアアップ助成金」の活用等)による更なる正社員化を実現し、2020年までに、若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)割合について、全ての世代と同水準を目指す(2013年は、15~34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%)。

◎ (2)-(イ)-② 政府関係機関の地方移転

政府関係機関(独立行政法人等の関連機関を含む)の中で地方が目指す発展に資する機関について、地方公共団体から移転要望があること等を踏まえ、2014年度内に各府省庁が所管している研究機関・研修所等のリストを作成する。2015年度には、道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、国に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、誘致のための条件整備の案を付して機関誘致の提案を行う。まち・ひと・しごと創生本部においてその必要性や効果につき検証した上で移転すべき機関を決定し、2016年度以降その具体化を図っていく。なお、可能なものについては、前倒しで実施する。

◎ (2)-(イ)-③ 遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

都市部に居住せずとも地方に住みながら仕事ができるような環境を整備するため、ICT基盤の整備を進め、関係府省庁で連携し、モデル実証等による好事例の把握やそれを踏まえた事例の周知や支援策の実施等を行う。さらに、地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、ふるさとテレワークを推進する。これらの取組により、2020年までに、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカーを全労働者の10%以上(2013年度4.5%)とし、また、テレワーク導入企業数を2012年度比3倍(2012年度11.5%)に拡大する。

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。このことを踏まえ、地方

大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根ざしたグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 地方における自県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2013年度全国平均32.9%）
- 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%まで高める（2012年度全国平均71.9%）
- 地域企業等との共同研究件数を7,800件まで高める（2013年度5,762件）
- 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する
- 大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%まで高める（2013年度39.6%）
- 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

① 知の拠点としての地方大学強化プラン（地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進）

地域社会経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る。また、地元の地方公共団体や企業と連携し、地域課題の解決に積極的に取り組む大学を評価し、その取組を推進する。さらに、地域活性化の中核となる国立大学においては、第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）の評価に地域貢献の視点を取り入れるなど、大学の地域貢献に対する評価と資源配分が連動するようしていく。また、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進する。これらを通じ

て、2020年には地域の企業等との共同研究を7,800件（2013年度5,762件）とするとともに、共同研究による特許出願数を大幅に増加させる。さらに、各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する。

② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組への支援策等を講ずるとともに、都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進する。さらに、大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。これらにより、2020年までに地方における自県大学進学者の割合を平均36%（2013年度全国平均32.9%）、地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%（2012年度全国平均71.9%）まで引き上げる。

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

③ 地域人材育成プラン（大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成）

地域の企業や地域社会の求める人材ニーズの多様化に対応し、地元の地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進することにより、2020年までに大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%（2013年度39.6%）まで高める。また、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。

さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

併せて、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学生交流の促進のほか、グローバル化に対応した教育を行うとともに、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア³⁶）の普及拡大を図り、2020年までに国際バカロレア認定校等を2014年の33校（候補校を含む。）から200校以上に増やす。

³⁶ グローバル化に対応した素養・能力の育成を重視した国際的な教育プログラム。学校段階等に応じ4種類あるプログラムの中で、高校レベルのディプロマプログラムは国際的に通用する大学入学資格を取得可能であり、世界の主要大学の入学審査等で広く活用されている。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 若い世代の経済的安定

【施策の概要】

独身男女の約9割は結婚意思を持ち、希望子ども数も2人以上である一方、未婚率は上昇し、夫婦の子ども数は長期的に減少傾向にあるなど、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなっていない現状にある。結婚を実現できない背景には、雇用の不安定さや所得が低い状況があると指摘されている。

これまでの若者雇用施策は、雇用情勢の悪い地域での雇用失業対策が中心となってきた。今後は、人口減少や人口流出等に伴う地域課題の解決という視点が求められる。また、若い世代が希望通り結婚し、子どもが持てるような年収水準（例えば独身で300万円、夫婦で500万円程度が必要との指摘もある。）を確保する安定的雇用が必要である。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 若者（20～34歳）の就業率を78%に向上（2013年75.4%）
- 若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2013年15～34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%）
- フリーター数を124万人に減少（2013年182万人）

【主な施策】

◎ (3)-(ア)-① 若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進

若者や非正規雇用労働者の安定雇用を実現し、地域の若者の自立と、地域経済の活性化を促進することが必要である。

そのため、2015年度に、法的整備も含めた総合的かつ体系的な若者雇用対策（新卒者等への就職支援、フリーター等の正規雇用化支援等）を推進するとともに、「正社員実現加速プロジェクト」（ハローワークによる正社員就職の実現、正社員実現に取り組む事業主への支援）の強力な推進により正社員化を促進する。特に、ハローワーク（「新卒応援ハローワーク」等）において、地方公共団体や学校とも積極的に連携し、個々の様々なニーズに対応した、担当者制による、継続的できめ細やかな相談支援を行う取組を進める。また、2016年度以降も、若者雇用対策の推進による雇用の安定の実現、非正規雇用対策を推進していく。これらの取組により、2020年までに「20～34歳の就業率：78%（2013年75.4%）」、「若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合：全ての世代と同水準（2013年15～34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%）」を目指し、「フリーター124万人（2013年182万人）」を実現する。

◎ (3)-(ア)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づき策定される「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を、国と地方公共団体が連携し、総合的に推進する。

(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

【施策の概要】

妊娠・出産支援や子育て支援がそれぞれ進められているものの、行政の窓口や担当機関が異なっており、連携のとれた支援体制となっていないなどの課題がある。また、核家族化や地域の結び付きの希薄化、父親の育児参加が不十分なことに伴い、妊産婦が孤立感や不安感を払拭できず、出産直後の健康面での悩みや育児不安を抱える状態となっている。

そこで、フィンランドで実施されている包括的な相談支援機関（ネウボラ³⁷）による支援を参考に、日本においても地域の包括的な支援センターを整備することが望まれる。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100%

【主な施策】

◎ (3)-(イ)-① 「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、様々な機関によって「縦割り」で行われており、連携がとれていない。このため、子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果、支援が必要と判断された場合には、支援プランの策定等を実施する。

具体的には、「子育て世代包括支援センター」を、緊急的取組として50か所、2015年度までに150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。併せて支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインを策定し、要支援者の判定基準や支援プランの標準化を図る。また、小児医療や周産期医療の確保、地域における助産師の活用に

³⁷ フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。

関しては、地域医療介護総合確保基金等を通じて支援する。これらの取組によって、2020年までに、支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合が100%となるようにする。

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

【施策の概要】

子育て支援が、質・量両面にわたって十分ではなく、これまでの少子化対策にとられることのない取組が求められている。このことを踏まえ、2015年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、内閣府に設置される子ども・子育て本部を中心として政策立案・総合調整を行う一元的な支援体制の構築が図られるが、財源を確保しつつその円滑な実施を図ることが不可欠である。同時に、祖父母・両親の資産の早期移転を促し、子・孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援するため税制上の措置を活用するなど、世代を超えて子育て世代をサポートしていく仕組みの構築や、子育てや教育に要する費用負担の軽減も重要である。さらに、子どもの小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する必要がある。

また、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 2017年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数 2014年4月21,371人）
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを旨とする
- 三世代同居・近居の希望に対する実現比率を向上する
- 理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる（2010年60.4%）

【主な施策】

- ◎ (3)-(ウ)-① 子ども・子育て支援の充実（「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施するなど教育費負担の軽減、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援）

1 夫婦当たりの理想の子ども数は 2.42 人であるのに対し、平均出生子ども数は 1.96 人にとどまっている。理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子どもが多い傾向がある。こうした中で、子育て支援に係る負担軽減をはじめとして、量的拡充と質的改善を進めていくことが課題である。

そのため、子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対して共通の財政支援の仕組みを導入することを進めるとともに、内閣府に子ども・子育て本部を設置して従来の縦割りを排除する。また、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。加えて、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世帯同居・近居」の支援を進めていく。こうした取組により、2017 年度末までに待機児童を解消（2014 年 4 月 21, 371 人）し、2020 年までに「三世帯同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。

（エ）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）

【施策の概要】

子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低い。日本における子育て世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっている。こうした長時間労働、転勤などの働き方や育児休業等の低取得率、男女の固定的な家事・育児の役割分担意識の存在等が、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益な取扱いなど様々な女性に対するハラスメントの問題や女性の育児負担をより大きくさせている。また、子育て世代の女性が働きながら安心して、妊娠、出産、育児に取り組むためには、将来のキャリアパスが見通せることが必要である。さらに、子育ての時期は、育児負担のみならず、親の介護の時期と重なり二重の負担が発生する場合もある。加えて、長時間労働については、労働者の健康確保上の問題や、子育てや介護などの仕事と生活の調和への影響、労働生産性の低下といった問題が指摘されており、本年 11 月に過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）が施行されるなど、長時間労働削減対策の強化が喫緊の課題となっている。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、多様な働き方や転勤の見直しを含む仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要である。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上 (2010 年 38%)
- 男性の育児休業取得率を 13%に向上 (2013 年 2.03%)
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5%へ低減 (2013 年 8.8%)
- 年次有給休暇取得率を 70%に向上 (2013 年 48.8%)

【主な施策】

- ◎ (3)-(エ)-① 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等 (育児休業の取得促進・所定外労働時間の削減・年次有給休暇の取得促進・企業の先進的取組の普及支援等の長時間労働を抑制するための総合的な取組、勤務地や職務を限定した多様な正社員の普及、転勤の実態調査を含む働き方の見直し)

仕事と子育てを両立できるような働き方の見直しが重要となっている。育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進に加えて、勤務地・職務等を限定した正社員制度の普及・拡大が課題になっている。

そのため、「育児休業の取得促進 (中小企業事業主に対する支援の拡充、男性の育児休業取得の促進等)」を進めるほか、「日本再興戦略」改訂 2014 に「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたことを踏まえ、年次有給休暇の取得促進策を含めた労働時間法制の見直しに取り組む。

さらに、「長時間労働削減推進本部」(本部長：厚生労働大臣)による長時間労働削減のための取組を推進することに加え、各都道府県労働局に「働き方改革推進本部」を新たに設け、各都道府県の実情に即した長時間労働抑制、年次有給休暇の取得促進の取組を推進する。

具体的には、「所定外労働時間の削減」及び「年次有給休暇の取得促進」等を推進するため、日本各地のリーディングカンパニーのトップに働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を幅広く普及させるために、ポータルサイトを立ち上げ、情報発信を強化し、また、働き方・休み方コンサルタントによる各企業に対する支援等を展開していく。

年次有給休暇については、完全取得を目指し、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を行うとともに、地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施し、さらに、「プラスワン休暇キャンペーン (三連休以上が集中する秋を中心に、有給休暇を組み合わせて、4 日以上連休を実施する)」の提唱等も行う。

こうした取組を通じて、長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等の働き方改革に向けた総合的な対策を進める。

加えて、欧米では、勤務地や職務を限定した雇用が普及しており、本人の

意に反する転勤が行われにくいとの指摘もあり、そうしたことを参考としつつ、勤務地や職務を限定した正社員等の「多様な正社員」の制度の導入・普及に必要な導入支援や転勤の実態調査を進めていく。

これらの取組によって、2020年までに、第1子出産前後の女性の継続就業率55%（2010年38%）、男性の育児休業取得率13%（2013年2.03%）、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%（2013年8.8%）、年次有給休暇取得率70%（2013年48.8%）を実現していく。

◎「まちの創生」の政策パッケージ ＜「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化＞

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。こうした「まちの創生」を目指し、国が地方公共団体においてそれぞれの実情に応じた戦略を策定・推進することを支援する「政策パッケージ」は、以下のものである。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

【施策の概要】

中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等）の提供に支障が生じてきているが、サービス提供体制については、例えば福祉の分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

なお、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標（KPI）は、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ設定する。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

そのため、市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成を推進していく。同時に、事業主体が活動しやすいよう、重複

の排除を進めつつ、補助制度や規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。金融機関においては、必要に応じ経営支援等を実施する。また、文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。医療・教育・雇用・行政・農業等の幅広い分野で ICT の利活用を推進するとともに、地域の通信・放送環境の整備を推進する。今後、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)に関する仕組みの検討や市町村における拠点整備の構想の策定を進めつつ、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)のモデルづくりを実施し、おおむね5年後までに市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の本格的な形成・運営を進めていく。

◎ (4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。

そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を推進していく。

そうした都市を形成することで、地方都市が中山間地域等の生活機能のバックアップとなりつつ、大都市圏への人口流出のダム機能を発揮することを目指す。

また、地方都市の拠点となる中心市街地等において、複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進する。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標

(KPI) を以下のとおり設定するが、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

- 立地適正化計画を作成する市町村数：150 市町村
- 地域公共交通網形成計画策定総数：100 件
- 魅力があり波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数：60 件

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれている。健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。このため、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）における立地適正化計画制度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）における地域公共交通網形成計画制度について、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）における中心市街地活性化基本計画制度の取組と連携しつつ周知・普及を図り、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。

また、こうした都市のコンパクト化等に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要がある。このため、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるように、関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」を設け、強力な支援体制を構築する。具体的には、「市町村からの相談等のワンストップ対応」、「政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有」、「コンパクトシティの推進・施設整備等に係る金融機関の協力」等の支援を進めていく。こうした取組を通じ、2020 年までに立地適正化計画を作成する市町村数を 150 市町村、地域公共交通網形成計画の策定総数を 100 件として、必要に応じて見直す。

◎ (4)-(イ)-② 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用したこれらの機能の再整備等、空き店舗の解消等を促進する。こうした総合的な対策を

強力かつ一体的に支援するため、府省庁横断的な視点で制度改正・財政支援措置を含めた包括的かつ抜本的な政策パッケージを2015年中に策定する。その際、都市再生特別措置法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等による地域支援の取組と十分に連携する。具体的には、来訪者数を増加させる等の波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数60件とし、必要に応じて見直す。

以上を踏まえ、国が2020年までに達成すべきその他の具体的な重要業績評価指標（KPI）は、歩行者通行量及び居住人口、空き店舗数等とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえるとともに、包括的政策パッケージを検討した上で設定する。

（ウ）大都市圏における安心な暮らしの確保

【施策の概要】

大都市圏の高齢化が今後急速に進展し、とりわけ、東京の近郊の高齢者数の増大が顕著となると見込まれている。こうした大都市圏では、急速な高齢化や単身化の進展に伴い、医療・介護サービスへのニーズが拡大しており、これらへの総合的な対応が課題とされる。在宅医療を含めた医療・介護提供体制の整備により、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、公共交通機関等のバリアフリー化により、大都市圏においても高齢者が生きがいを持ちつつ地域の中で豊かに暮らせる環境を整えることが求められている。

また、公的賃貸住宅団地において、集約化・建替え等と併せて行う高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を促進し、高齢者等の多様な世代がいきいきと生活し活動できる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進する必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

- 大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画の策定・実施
- 独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）の団地の福祉拠点化（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成）
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合：25%（2012年度21%）

【主な施策】

◎ (4)-(ウ)-① 大都市圏における医療・介護問題への対応

今後、大都市圏では高齢化の進展に伴い、医療・介護需要が急速に拡大する。大都市圏には、交通網の発達によって、患者・住民の移動可能な範囲が

広いこと、患者・住民が狭い範囲に集住していること等の特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためにはこれらの特徴を踏まえた検討が必要である。

そのため、2015年度以降、都道府県において医療需要の将来推計を含めた地域医療構想を策定する。その際、東京圏の医療需要の将来推計については都・県域を超えた患者の大幅な移動があるため、国と関係地方公共団体が密接に連携し、患者の流出入等の分析方法について検討して推計に反映させる。その上で、2018年度からの地域医療構想を含む医療計画及び介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を進め、2020年度には、同時策定された計画の下で施策を推進する。

◎ (4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている。

これらの課題に対応するため、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進する。特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の再編を進めていく。

これらの取組を通じ、高齢者や子育て世帯等の多様な世代がいきいきと生活し活動できるよう「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進し、2020年までにUR団地（100団地程度）を医療福祉拠点化するとともに、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合を25%（2012年度21%）とすることを目指す。

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

【施策の概要】

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、国民の安全・安心を確保しつつ、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させることが必要であり、そのため、戦略的な維持管理・更新に取り組むことが必要である。また、公共施設等の維持管理等について民間のノウハウが十分活用されていない。さらに、空き家が増大する一方、中古住宅の流通やリフォームは十分ではないといった課題が存在する。公共施設等の維持管理・更新の課題に対し、循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要となっている。とりわけ、国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共

施設等の集約化・活用を進め、民間の技術開発や PPP³⁸/PFI³⁹等により効率化を図るとともに、良質な中古住宅を安心して売買できるよう、適切な住宅選択と住宅資産の市場流通を支援し、住み替えの自由度を上げ、地方への移住を円滑化することが重要である。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定する。

■公的不動産 (PRE)⁴⁰の有効活用など民間提案を生かした PPP の事業規模：2022 年までに 2 兆円を目指す

■住宅の中古市場の流通・リフォーム市場の規模：20 兆円 (2010 年 10 兆円)

【主な施策】

◎ (4)-(エ)-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。しかし、地方公共団体において、所有する公共施設・公的不動産 (PRE) の有効活用に係る体制整備が不十分といった課題がある。

そのため、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(2013 年 6 月 6 日 民間資金等活用事業推進会議決定)等に基づき、公共施設等運営権方式 (コンセッション) を活用した事業に取り組むほか、公的不動産の有効活用など民間提案を生かした事業について、財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するなど、積極的に取り組む。また、事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。さらに、公的不動産に係る証券化手法等の活用についての地方公共団体向けの手引書の作成・普及や関連モデル事業を実施していく。

金融面からの取組としては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進する。これらの取組により、2022 年までに公的不動産の有効活用など民間提案を生かした PPP の事業規模を 2 兆円とすることを目指していく。

また、地方では賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加し、

³⁸ Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。

³⁹ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

⁴⁰ Public Real Estate の略。PRE が我が国の全不動産に占める割合は約 1/4 と非常に大きく、コンパクトシティの推進等のまちづくりにおいて、PRE を有効に活用することが重要となっている。

老朽化や危険性の観点から除却が求められる空き家も存在している。一方で、我が国では中古住宅の流通が欧米に比して非常に低水準にあり、物理的な住宅ストックがあるにもかかわらず、まちづくりでの活用や住み替えの受け皿になっていないという指摘もある。

このような状況を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく空き家対策を推進するとともに、空き家の利活用や、空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進する。

加えて、住宅の長寿命化、中古住宅の質への不安解消、リバースモーゲージ⁴¹の供給促進等に向けた市場環境整備、中古住宅の性能向上など、中古住宅流通を促進する市場整備を進める。

さらに、地方公共団体が取り組む、空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の活用・除却等の空き家対策について、2015年度より地方財政措置を創設する。

これらの取組により、2020年までに中古市場の流通・リフォーム市場の規模を20兆円（2010年10兆円）とする。

さらに、既存施設の活用等による地域活性化のための事業に対するクラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）について、必要に応じ、地方公共団体・金融機関・支援団体等と連携して推進する。

◎ (4)-(エ)-② インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

必要なインフラの機能を維持しつつ、トータルコストの縮減・平準化等を図るため、メンテナンスサイクルの構築や長寿命化計画の策定促進等、戦略的な維持管理・更新等を推進する。

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

【施策の概要】

地方では、人口の流出に歯止めがかかっていない一方、生活の利便性の低下、地域経済の縮小等が問題となっており、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携が課題となっている。そうした中、複数の都市圏概念・制度に関する施策が存在しており、それらの関係が不明確になっている。このため、圏域概念を統一した上で、新たな圏域を基本とした生活基盤の維持、雇用対策等を検討し、効率的な支援を実現することが求められる。

新たな都市圏の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、国

⁴¹ 自宅を担保とした金融商品の一つ。自宅を保有するが現金が少ないという高齢者世帯が自宅を手放さずに資金調達を行うための手段とされている。公的なものと民間のもの、年金方式と一括方式のものがある。

は一体的な支援策を通じ、全ての対象都市圏において新たな都市圏が形成されるよう努めるものとする。国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標（KPI）については、「連携中枢都市圏」の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ設定する。

また、定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築することが必要である。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

- 定住自立圏の協定締結等圏域数：140 圏域を目指す（2014年4月時点 79 圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-① 「連携中枢都市圏」の形成

地域の広域連携に関し、複数の都市圏概念が存在している。人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する必要がある。そのため、重複する都市圏概念を統一し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための、経済成長のけん引などの機能を備えた「連携中枢都市圏」を形成する。

「連携中枢都市圏」における連携手法としては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。国は、中心都市等への交付税措置、「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していく。具体的な都市（圏）は、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て2015年度中に確定させる（先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市（圏）の要件に該当する都市（圏）は「連携中枢都市圏」の対象とする）。地方公共団体自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定することとする。さらに、この「連携中枢都市圏」構想については、2015年度に改定が予定される国土形成計画法（昭和25年法律第205号）における国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）への反映を行う。

◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進

定住自立圏における取組により、定住自立圏がいかに地方における人口定住の受け皿となってきたのか、その取組成果について検証を行い、雇用にも

より着目して今後の対策を講じていく必要がある。

そのため、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、その結果等を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施することとする。これらの取組により、2020年度には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定することとする。

(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

【施策の概要】

地域の高齢化が進む中で、地震・豪雪・風水害などの様々な災害に対する地域コミュニティによる対応が課題となっている。地域コミュニティに貢献する消防団や自主防災組織等の充実強化や、災害対応・防災におけるICTの利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

- 消防団の団員数の維持（2014年4月時点 864,347人）
- 全都道府県のLアラートの導入（2014年12月時点 23都道府県）

【主な施策】

◎ (4)-(カ)-① 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

消防団について、団員数の増加している女性や大学生等の入団をさらに促進すること等により、団員を確保・増員するとともに、自主防災組織との連携を推進する。

また、「G空間情報」（地理空間情報）の利活用やLアラート（災害等に関する情報を住民一人一人に迅速に伝達する共通基盤である災害情報共有システム）を早期に普及展開すること等により、住民一人一人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境を確保する。

(キ) ふるさとづくりの推進

【施策の概要】

人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しつつある。そこで、「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを伝え、生まれた人は「ふるさと」にとどまり、都会に出た人は「ふるさと」に帰るきっかけとする。また、都会に生まれた人については、そ

こが新しい「ふるさと」となるよう、その場所に対する愛着、帰属意識を高める「ふるさとづくり」の取組を進めていく。こうした取組は、地域に住む住民が主体となった地方創生の推進に大きく寄与するものである。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

■ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加（2013年度 3,291団体）

【主な施策】

◎ (4)-(キ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

ふるさとづくりの成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域における核となる人材の育成を推進するとともに、それぞれの「ふるさと」の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化等について、今一度、体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育など様々な機会において学ぶ活動を推進する。

IV. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

地方を創生し、人口減少を克服するという息の長い取組の着地点となる効果的・効率的な社会経済システムを構築するという基本的考え方の下、国は、国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政をはじめとしたあらゆる制度について、こうした方向に合わせて検討する。

人口の動向・将来推計や経済状況が地域ごとに大きく異なるため、地域の主体性や創意工夫を後押しすることにより、行政サービスの最終的な受け手である地域住民の希望をかなえるという観点がこの「総合戦略」の主眼である。地方を創生し、人口減少を克服していくに当たり、地方が自ら考え責任を持って課題解決に取り組むことができるよう、国の政策を検討していく必要がある。

(ア) 国家戦略特区制度との連携

国家戦略特区については、国家戦略特別区域諮問会議において、地方創生を規制改革により実現し、地方の産業・雇用を創出するため、新たな「地方創生モデルの構築」についてとりまとめたところであり、こうした追加の規制改革事項を盛り込んだ国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の一部改正法案を次期通常国会に提出し、引き続き、社会起業の促進や、第一次産業をはじめとする地域の固有資源を生かした産業の振興等に取り組む。

◎ 国家戦略特区法改正法案の提出

国家戦略特別区域諮問会議等での検討を継続するとともに、シルバー人材センターの行う派遣業務の範囲拡大や保育士不足解消に向けた地域限定の保育士資格に関する特例等を定めた国家戦略特別区域法改正法案について、更なる規制改革事項の追加を行った上で、次期通常国会に提出し、特例措置を活用し地方の創意工夫を生かした取組を推進する。

◎ 「地方創生特区」の指定

「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を、来春を目途に、新たに指定する。

(イ) 社会保障制度

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号。以下「社会保障改革プログラム法」という。）に基づき、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、少子化対策・医療制度・介護保険制度等の改革が進められている。引き続き改革を推進するとともに、健康づくりや介護予防の取組を含め、地方における医療や介護等の改革を支援する取組を進める。

◎子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

幼児教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（2014 年 6 月 24 日閣議決定。以下「骨太の方針」という。）において「平成 27 年 4 月から施行する方針の下、取り組む」ことが盛り込まれており、この方針の下、地方公共団体等が施行準備に取り組んでいることから、予定どおり 2015 年 4 月から施行することとし、必要な予算を確保しつつ円滑な施行に向けた準備を進めていく。

◎医療保険制度改革

医療保険制度については、社会保障改革プログラム法や骨太の方針等を踏まえ、国民健康保険をはじめとする医療保険の財政基盤の安定化、負担の公平の確保等について、地方の関係者等と協議しながら検討を進め、必要な法律案を次期通常国会に提出することを目指す。

◎地域医療構想の策定

地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、都道府県は、二次医療圏等ごとに、各医療機能の必要量（2025 年時点）等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すための地域医療構想を策定する。国は、地域医療構想策定のためのガイドラインを策定する。

◎地域包括ケアシステムの構築

大都市部や地方都市等で高齢化の進展状況には大きな地域差があることを踏まえ、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）を構築する。

(ウ) 税制

個人や企業の行動インセンティブに影響する税制措置については、公平・中立・簡素の原則に基づいている必要があり、とりわけ地域の特性に応じた課題解決を促すための税制措置には、地域によって税負担が異なるという一国二制度に陥らないよう留意が必要である。その上で、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の在り方の検討を進める。

地方創生等の推進において、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるよう、地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、地方税の応益原則を強化する観点等から、地方法人課税改革を進める。

- ◎地域間の税源の偏在是正等の地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- ◎地方創生に資する国家戦略特区における特例
- ◎地方における企業拠点の強化の促進
- ◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- ◎子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

(エ) 地方財政

地方創生については、まずは国と地方が適切に役割分担を行うことが必要である。その上で、少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なっているので、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策が講じられることが重要である。

このため、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を講じる。

◎地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置

地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に計上するとともに、地方交付税を含む地方の一般財源を確保する。

地方財政計画に計上した地方創生の取組に要する経費については、地方交付税の算定において、地方公共団体が地方創生や人口減少の克服に取り組むための財政需要を的確に反映するための指標を用いた算定を行う。

(オ) その他の財政的支援の仕組み（新型交付金）

「地方版総合戦略」を中心に、地方公共団体が自主性・主体性を持って、地方創生に関する政策を実施するとともに、具体的な成果指標等により同政策の効果検証と改善を行う PDCA サイクルを確立することが必要である。こうした地方公共団体の取組について、必要な財源を確保しつつ財政的支援を行うため、使途を狭く縛る個別補助金や、効果検証の仕組みを伴わない一括交付金とは異なる、第三のアプローチを志向する。

◎地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための財政的支援

「地方版総合戦略」を策定・推進する地方公共団体に対し、自主的・主体的な事業設計と併せて、明確な政策目標の下、客観的な指標の設定や PDCA サイクルの確立を求める新しいタイプの交付金について先行的な仕組みを創設するとともに、2016 年度からの本格実施に向けて検討し、成案を得る。

(カ) 地方分権

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、国から地方への権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改革を強力に進めていくとともに、改革成果の情報発信や優良事例の展開等を図っていく。

◎創意工夫により魅力あふれる地域をつくる地方分権改革の推進（農地転用許可に関する制度等地方 6 団体要望への対応）

農地転用に係る事務・権限については、地方公共団体がその役割を適切に担えるよう、地方の意見を踏まえつつ、2014 年度内に、農地の確保のための施策の在り方等とともに農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(キ)規制改革

地域経済の活性化を推進し、地方創生を図っていくためには、地域・民間の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要がある。特に、人口減少が進む地域にあっては、地域資源を効率的・効果的に利活用していく取組が極めて重要であり、そのために検討すべき課題は多い。規制改革会議と連携し、これらの規制改革に精力的に取り組む。

◎「空きキャパシティ」の再生・利用

人口減少を背景に地域には膨大な「空きキャパシティ」（空き家、空き商店、空き学校、空き農地（耕作放棄地）、空き公共施設等）が生じつつあり、規制改革会議に、地方公共団体・企業・団体・個人から、規制改革要望が寄せられている。

こうした「空きキャパシティ」を再生・利用し地域コミュニティの維持・再生を行う際、問題として指摘されることの多い所有権と利用権の分離、公物管理法制や建築物に係る規制などの課題について検討し、成案を得る。

◎地域における道路空間の有効活用の促進

道路は、歩行者や自動車等の一般交通の用に供されるのが本来的機能であるが、同時に、人と人が出会い語らう、地域におけるコミュニケーションの場となる。特に街なかの生活に密着した道路にはにぎわいを創出する機能も望まれていることを踏まえ、交通の安全と円滑を確保しつつ、道路空間の有効活用を図るための課題について検討し、成案を得る。

◎地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

おわりに

○ 日本は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を克服し地方創生を成し遂げて、最初にこの問題に対する解答を見出していく。これは、「課題先進国」である我が国が世界に対して果たすべき責任である。

○ いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」である。地方創生においても、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要である。そのため、都道府県及び市町村には、国が定める基本目標との関係をしっかりと整理した目標を設定しつつ、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、その目標の実現に向けた取組を自立的に進めていくことを強く期待している。国も、こうした地方の取組に応えるべく、全国一律の施策を展開するのではなく、様々なニーズに応える多様な政策メニューを揃え、地方自身による、裁量性と責任ある地方主導の政策づくりを、全力で支援していく決意である。

我が国には既に先進的な取組を進めている地方公共団体が存在する。ICT環境を整備し遠隔勤務をする人々を集めることに成功した徳島県神山町や、2011年の東日本大震災からの復興に取り組むに当たり住民参加でコンパクトなまちづくりを進めている宮城県女川町はその好例と言える。また、東北の被災地では、「民」のノウハウや新たな発想を活用し、現地の行政、住民や企業等が連携して、魅力あるまちづくりのための新たな取組が行われている（「新しい東北」の創造）。国の取組は、一律の政策を全国に展開するのではなく、こうした地域の創意工夫を最大限後押しするものでなければならない。また、アジアの玄関口に位置し、出生率が日本一高い等の優位性と潜在力を有する沖縄については、奄美群島等の周辺地域との調和ある振興に配慮しつつ、地方創生のモデルケースとなるよう、国家戦略として、沖縄振興策を引き続き総合的・積極的に推進する。また、国土強靱化等、安全・安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。

○ 人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変える。今後、国と地方が、国民とともに基本認識を共有しながら、総力を挙げて取り組んでいくなれば、活力ある日本社会に向けて、必ずや未来が開けていくと確信する。

地方創生は、日本の創生である。新しい国の形づくりを進め、この国を、子や孫、更にはその次の世代へと引き継いでいくことは、今日を生きる我々世代の最も重要な責務であり、そのためにも、日本の良さを豊かにたたえた活力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

この「総合戦略」は、そうした基本認識の下で、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることを目指して、我が国が初めて取り組む総合戦略であり、本戦略自体もまた、その進捗に応じて、目標も含め不断に見直していかねばならない。

付属文書

アクションプラン（個別施策工程表）

(1)-(ア)-① 地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発

●現在の課題

○各地域で「しごと」と「ひと」の好循環を実現していくには、地域の特性を分析し、地域の課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定し、それに基づく施策のPDCAサイクルを確立していくことが必要である。しかし、現状としては、ビッグデータを活用できる「地域経済分析システム」が存在しない。

●必要な対応

○行政区域を超えた企業間取引関係、地域経済を支える「地域中核企業」に求められる要素、観光地における人の動き、現在及び将来の人口構成、人口流入・流出先等に関するビッグデータを活用し、地域の特性を分析できる「地域経済分析システム」を、2014年度中に開発する。また、地域経済循環や農業、医療・福祉等、「地方版総合戦略」策定に必要な他の分野について、検討した上で機能を追加するとともに、まち・ひと・しごと創生本部にて同システムの活用に関する研修等を実施し、地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」に活用できる体制を整備する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○5地域で実証を行いつつ、システム開発を終了 ○職員等への研修を実施 ○オープンデータの高度化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体等へのシステムの提供を開始 ○システムを活用した「地方版総合戦略」づくりをサポート ○必要な維持・改善を実施 ○他の分野についての機能追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○システムを活用した「地方版総合戦略」の改訂・運用を引き続きサポート ○必要な維持・改善を実施 ○他の分野についての機能追加
2020年KPI (成果目標)	○地方公共団体等からの要望・ニーズに基づき、システムを改良		

(1)-(ア)-② 地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備

●現在の課題

○各地域の総合的な戦略づくり及びその施策の PDCA サイクルの実践を担う組織の有無は、地域によって様々である。また、国はもとより、地方公共団体内部における「縦割り」も問題である。

●必要な対応

○各地方公共団体が、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、地方創生を効果的・効率的に推進していくためには、地方における「縦割り」や「重複」を排除し、地域の産業・雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に立案・推進する必要がある。このため、各地方公共団体は、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）が連携した総合戦略推進組織を整備することが望まれる。

○2015年度は、当該組織を整備・活用しつつ、幅広く地域住民の意見を聴取するとともに、「地域経済分析システム」等により抽出した地域特性や課題を踏まえて、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を推進する。「地方版総合戦略」の策定に当たっては、地域金融機関、政府系金融機関等の知見などを積極的に活用する。

○2016年度以降は、「地方版総合戦略」の進捗について、重要業績評価指標（KPI）を用いてその施策効果や目標達成の状況等を検証し、改善を進める PDCA サイクルを確立し、本格的に稼働させる。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○国の総合戦略を踏まえつつ、「地方版総合戦略」の策定に必要な調査、研修等を実施	○地域総合戦略推進組織を整備 ○「地域経済分析システム」を活用しつつ、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を推進	○「地方版総合戦略」に基づく、施策のPDCAサイクルを実践
2020年KPI （成果目標）	○PDCAサイクルの確立 ○「地方版総合戦略」の進捗をアウトカム指標を原則とした重要業績評価指標（KPI）で検証し、改善		

(1)-(ア)-③ 地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

●現在の課題

○近年では、地域において事業活動的な手法を用いながら地域の課題を解決するなど、身近なサービスを提供する非営利団体や民間企業等の多様な事業主体・組織の存在感が増しており、地域において重要な役割を担っている。しかし、株式会社など既存の法人では必ずしも地域の継続的なサービス提供に適さない部分があり、法人格を持たない任意団体は、活動範囲を拡げていく上で何らかの法人格を取得する必要が生じるなど事業主体の在り方と国としての支援の在り方を検討し、結論を出すことが課題となっている。

●必要な対応

○上記の問題意識を踏まえ、地域における公共交通・物流、小売・生活関連サービス、介護、保育、教育、IT など様々なサービスの在り方や現在の課題等を総合的に検討しつつ、地域でサービス事業を提供するための主体の在り方やそれにふさわしい法人格等について、特定非営利活動法人の活用も含め、サービスの各分野を所管する関係府省庁の協力の下、検討を行いその結論を踏まえ、2016 年度以降、必要な制度整備を行う。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○実態を調査 ○一定の要件を満たす特定非営利活動法人に対する支援	○地域に必要となるサービスの実態を踏まえ、事業主体の在り方やそれにふさわしい法人格等について検討し、結論を得る	○検討の結果を踏まえ、必要な制度整備等を実施
2020 年 KPI (成果目標)	○地域を支える多様なサービス事業主体にふさわしい制度を確立		

(1)-(イ)-① 包括的創業支援（創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、大企業を含むベンチャー創造協議会の活用、ベンチャー企業とのネットワーク形成、個人の起業の推進、官公需への新規中小企業者の参入促進）

●現在の課題

- 地域に新たなビジネスや雇用を創出し、域内経済の活性化にもつながる若者、女性を中心とした創業の促進がまだまだ不十分である。また、事業の新陳代謝が少ない地方においては、既存企業が事業承継を契機に不採算部門を廃業し、新たな事業分野に挑戦する「第二創業」の促進を図ることも課題である。

●必要な対応

- 農産品の生産から食品加工業、流通販売業など、地域に根付いた事業の創業や第二創業を支援するため、各地域の特性を踏まえた、創業のための包括的な支援を行う。
- 具体的には、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）における創業支援事業計画に基づき、地方公共団体が核となって地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」の推進、第二創業者に対する支援、ベンチャー企業や大企業等からなるベンチャー創造協議会の活用によるビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への技術開発等の助成、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）の改正による受注機会の拡大、クラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）の活性化などを通じ、各種創業を支援する。
- 「ビジネスプラン・グランプリ」の開催による創業マインドの向上を図るとともに、創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、株式会社日本政策金融公庫等による融資や民間金融機関との協調融資を通じて官民の適切なリスク分担を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性に根ざし必要となる取組の内容を検討し、結論を得る ○創業者・第二創業者に対する支援策を実施 ○支援人材による事業化支援等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○官公需法の改正法案を提出 ○「地方版総合戦略」の策定に併せ、地域の特性に根ざした包括的な支援体制を構築し、支援策を展開 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援策を本格稼働
2020 年 KPI (成果目標)	○ベンチャー企業の付加価値額を 10 年間で 2 倍に拡大（2010 年度 8.6 兆円→17.2 兆円）		

(1)-(イ)-② 地域を担う中核企業支援

●現在の課題

○グローバル化が不可避である中、製造業だけではなく農林水産業や金融などのサービス業を含め、地域の中堅・中小企業が海外を含む域外から売上げを獲得して収益を上げることが必要である。とりわけ、地域で多数の取引先が存在するニッチトップ企業（以下「NT企業」という。）・グローバルニッチトップ企業（以下「GNT企業」という。）（注）をはじめとした、地域経済の中核を担う企業が不足している。また、その育成支援手法は未確立である。

（注）NT（ニッチトップ）企業とは、特定の製品分野でトップクラスの国内市場シェアを有する企業のこと。技術力を生かしてNT企業となった後、世界市場においてトップクラスのシェアを持つGNT（グローバルニッチトップ）企業へと発展していく企業が多い。

●必要な対応

○地域経済の引上げを図るため、域外需要を取り込む可能性を秘めた地域の中堅・中小企業等を発掘し、戦略策定、海外展開・販路開拓、国による顕彰への配慮等の一貫した支援により中核企業への成長を促すとともに、取引先への波及効果も含めた支援体制を整備する。

○中堅・中小企業等の優れた製品・技術やサービス等の海外展開を実現するため、関係府省庁や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（以下「ジェトロ」という。）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方公共団体等が連携して、総理・閣僚の海外訪問の場も活用しつつ、統一的なジャパンプランドの下、見本市への出展や専門家の派遣などにより海外ニーズとのマッチングを支援する。

○地方の中堅・中小企業等が自主的に海外に人材を派遣して企業基盤を強化する活動を支援する。また、能力ある海外人材を活用する等の中堅・中小企業のリクルート活動環境を整備する。

○地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進を図るとともに、株式会社商工組合中央金庫の「グローバルニッチトップ支援貸付制度」など、政府系金融機関のリスクマネー供給機能を活用する。加えて、株式会社日本政策投資銀行の産業調査力を生かしたバリューチェーンコア企業のサポートや、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）（注）や独立行政法人中小企業基盤整備機構によるファンドの活用等を通じた総合的な支援体制を強化する。

（注）株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）は、事業再生や地域経済活性化に係る事業活動に対する支援等に係る業務を行う。

○海外等のニーズに対応したサービスやものづくり新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援する。特に、地域の大半を占める中小サービス産業の付加価値向上に向けた取組や、中核企業を支える中小企業等に対して企業OB等を活用した改善活動等による生産性向上に向けた取組、複数の企業が連携した取組を強化する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○地域特性に根ざし必要な取組内容を検討し、結論を得る ○地域のものづくり企業のイノベーション創出促進支援、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業の支援 等	○地域の中核企業支援体制の整備、支援策を展開	○中核企業への支援策の本格稼働
2020 年 KPI (成果目標)	○NT 企業・GNT 企業等の中核企業候補 1,000 社を支援し、平均売上高 20 億円（2011 年度）を取引先への波及効果も含め、5 年間で 3 倍増とすることを目指す		

(1)-(イ)-③ 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進

●現在の課題

○地方には働く場、特に「やりがいのある」高付加価値産業が少なく、若年世代の流出・人口減少をもたらしている。地域雇用創出に当たっては、地域発のイノベーションによる新産業の創出・既存産業の高付加価値化が有効である。

○しかしながら、従来の地域クラスター政策を中心とするイノベーション創出政策については、以下の点が課題であった。

①イノベーション実現に向け、産業界、大学、研究機関、さらに、両者の間で革新的技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」研究機関といった各主体の役割が不明確であるとともに、その達成に全力を傾注する仕組みがなかったこと

②地域完結主義に陥りがちであり、域外との連携がなかったこと

③各主体間で人材や技術を流動化させる仕組みがなかったこと

○したがって、これらの反省点を踏まえた対応が必要となる。

●必要な対応

○フラウンホーファー研究機構を中心としたドイツのシステム等を参考に、各主体の役割を明確化し、コミットメントを最大限引き出す仕組みを構築する。

○大学等や公的研究機関との間でのクロスアポイント制度の活用など、これらの主体間で人材や技術が大きく流動化する仕組みを構築する。地域の創意工夫を生かした既存の枠組みにとらわれない人材育成・定着の取組を支援する。

○全国の研究成果等の総結集や人材や技術を流動化させる仕組み等により、各地域において、地域特性を踏まえた地域の将来ビジョンに基づき、研究施設等を核に大学・研究機関、企業が集積したイノベーション創出拠点を構築する。また、目利き人材による民間企業のニーズと大学等の研究成果等のマッチングを促進し、これらを通じ、科学技術を活用した地域イノベーションを創出する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○一部支援策を前倒しで実施	<ul style="list-style-type: none"> ○産業界、大学・研究機関、さらに両者の間で革新的技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」研究機関といったイノベーションに係る各主体の役割を明確化し、コミットメントを最大限引き出す仕組みの構築 ○大学等や公的研究機関間でのクロスアポイント制度の活用により人材や技術が大きく流動化する仕組みの構築 ○公設試験研究機関（以下「公設試」という。）に独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）併任職員を配置する等を含む、産総研と公設試の連携による全国レベルでの「橋渡し」機能の強化 ○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等による、「橋渡し」研究機関を活用した中堅・中小企業のオープンイノベーションの支援の強化 ○「橋渡し」機能強化に取り組む公設試等に対する各種助成等の重点化 ○全国の研究成果等を総結集して積極的に活用する仕組みの構築や地域特性を生かしたイノベーション創出拠点の構築 ○地域のニーズと全国の技術シーズ等の効率的・効果的なマッチングの推進 ○戦略分野における産業専門家による全国レベルでのマッチングの実現 	○左記取組を引き続き実施
2020 年 KPI（成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○産総研における企業からの資金獲得額を現行（2013 年度 年間約 50 億円）の 3 倍以上とするとともに、公設試等の地域の「橋渡し」研究機関の機能強化を促す ○大学等における民間企業との共同研究実施件数（2013 年度 17,881 件）又は金額（2013 年度 39,023 百万円）を 2 割増 ○将来ビジョンを策定した地域のうち、過半数において、同ビジョンに基づき設定された具体の目標（雇用創出効果、経済波及効果等）を達成 		

(1)-(イ)-④ 外国企業の地方への対内直接投資の促進

●現在の課題

- 日本の対内直接投資残高の対 GDP 比率は 3.8%（2013 年末）と、OECD 平均の約 30%と比較して極めて低く、199 か国中 196 位で、その約 7 割が東京に偏在している。
- 地方には大きな外資誘致ポテンシャルがあるが、地方における外資誘致の最大の課題は、①投資までには段階を踏む必要があり、時間がかかること（最初は人やモノの移動・交流から始まる）、②外国企業誘致のメリットの認識不足、③誘致ノウハウの欠如とされている。

●必要な対応

- 海外から地方への直接投資を喚起するため、各地域において問題意識を醸成するとともに、様々な角度から以下の支援を行う。
 - ・地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールスの展開、セミナー開催、ミッション受入れ等への支援
 - ・地方公共団体の外国企業誘致能力の強化（先進事例の共有、「地域経済分析システム」等を活用した地域の魅力分析）
 - ・総務省のデータベース「地域の元気創造プラットフォーム」等を活用した誘致体制の強化
 - ・ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充
 - ・「対日直接投資推進会議」を司令塔とした、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現への政府横断的な取組 等

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○「地方版総合戦略」の策定作業を通じ、必要な戦略を検討し、一部必要な支援策を開始		○支援策を本格稼働
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年までに対日直接投資残高を倍増（2013 年度 18 兆円→35 兆円）		

(1)-(イ)-⑤ 産業・金融一体となった総合支援体制の整備

●現在の課題

○地域企業による生産性・効率性の向上、「雇用の質」の確保・向上に向けた取組や地域における金融機能の高度化が必要である。

●必要な対応

○①地域資源を活用した事業化、②生産性の向上、③再出発に向けた環境整備等の課題について、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。また、地域金融機関と政府系金融機関との協働案件の発掘・組成を通じたノウハウシェアなどの連携を通じ、地域における金融機能の高度化を図る。

○金融等による「地域企業応援パッケージ」を策定し、早期実施策として、以下の施策を実施・拡充する。また、産業・金融両面からの政府の総合的支援について、モニタリングする体制を整備する（2014～2015年度）。

①埋もれている地域資源を活用した事業化

- ・地域資源の活用やブランド化等に資する事業に対するクラウド・ファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）について、地方公共団体・金融機関・支援団体等の連携に基づく情報提供や普及に係る適切な体制整備等
- ・創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援（再掲）、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援等（後掲）
- ・株式会社日本政策投資銀行によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開等

②サービス業をはじめとした生産性の向上

- ・地域金融機関等による企業の事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進（株式会社地域経済活性化支援機構の事業性評価等をサポートする特定専門家派遣機能（注）及び新たに創設する「地域金融機関向け短期トレーニー制度（仮称）」の活用、目利き力を発揮した無担保・無保証の運転資金融資の円滑化を図るための金融検査マニュアルの明確化等）

（注）2014年10月の株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）の改正により、支援の担い手（機構が特定専門家派遣決定を行っている金融機関/ファンド運営会社等）が支援、資金供給等を行う事業者に対し、機構の専門家を派遣する機能を拡充した。

- ・「プロフェッショナル人材センター（仮称）」の整備、経営（サポート）人材のマッチングを行う株式会社地域経済活性化支援機構の子会社の設立・稼働（後掲）
- ・地域企業の経営基盤の強化等のため、株式会社日本政策投資銀行による地域向けリスクマネー供給の強化及び民間金融機関の供給しにくい分野に対する安心の下支えのための政府系金融機関の機能確保
- ・中小企業再生支援協議会による中小企業・小規模事業者の再生及び認定支援機関を活用した経営改善計画の策定等支援（後掲）等

③再出発に向けた環境整備、事業承継支援等

- ・金融機関と株式会社地域経済活性化支援機構が連携したファンドの活用等による抜本的な事業再生支援等の取組の促進
- ・経営者保証に関するガイドラインの活用や株式会社地域経済活性化支援機構による経営者保証付債権等の買取り・整理等支援の強化、事業承継の円滑化（後掲）等

○また、例えば以下の検討課題を含め、様々な角度から中長期対応策を検討し、2015年5月を目途に対応の方向性を基本政策検討チームに報告する。

- ・経営改善が必要な産業・企業の見極めに資する評価手法
- ・円滑な事業整理のための資金面からの支援

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○金融等による「地域企業応援パッケージ」を策定（「早期実施策」の一部実施）	○金融等による「地域企業応援パッケージ」の「早期実施策」を実施 ○検討課題を抽出	○生産性の向上施策（産業・企業の見極めに資する評価手法等）や再出発に向けた環境整備に係る支援施策（事業整理の支援等）等を実施
2020年KPI （成果目標）	○主要な施策についての金融機関等の関与、実施件数等（モニタリング体制整備）		

(1)-(イ)-⑥ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

●現在の課題

- 中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化は、重要課題となっている。
- 事業の収益力はあるものの、債務超過など財務上の問題を抱え、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）失効後も金融機関の柔軟な対応により存続しているが、自らでは事業再生のための抜本的な対策を打てない事業者や、必要な経営改善計画を策定できない事業者が多数存在する。他方、こうした事業者が地域の雇用と需要を担い、その生活基盤を支える役割を果たしているのも事実である。

●必要な対応

- 地域活性化に資する事業承継・集約や事業引継ぎ、事業承継を契機とした後継者による新たな事業展開等を支援する。
- 事業引継ぎ支援センターの全国展開、金融機関との連携を強化するとともに、事業引継ぎに向けた独立行政法人中小企業基盤整備機構のファンドの活用を拡充する。
- 事業再生のための抜本的な対策を打てない中小企業・小規模事業者に対し、中小企業再生支援協議会が、債権放棄等の抜本再生を含む私的整理の合意形成を支援することにより、中小企業・小規模事業者を再生する。
- 経営改善に必要な計画を策定することができていない中小企業・小規模事業者に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく認定支援機関（税理士、弁護士、地域金融機関等）を活用した経営改善計画の策定やフォローアップについて支援する。これらの中小企業による取組を、各地域の信用保証協会が側面から支援する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
予算措置等	○事業承継・集約に対する支援 ○中小企業・小規模事業者の抜本的な再生・経営改善に向けた支援。 これらの中小企業者の取組を信用保証協会が側面支援	○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援の促進 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進	○中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業の抜本再生に向けた支援を促進 ○経営改善計画の策定やフォローアップを支援し、経営改善を促進
2020年KPI (成果目標)	○中小企業・小規模事業者の窓口相談件数（事業承継）：事業引継ぎ支援センターの全国展開後、目標を設定する		

(1)-(ウ)-①-a. サービス産業の活性化・付加価値向上（サービスの優良事例の抽出・横展開、地域の大学等におけるサービス経営人材の育成等）

●現在の課題

- 地域雇用の過半を支えるサービス産業において、雇用の「質と量」を確保するため、サービス産業の付加価値を向上させ、相応の賃金が得られ、安定した雇用を確保することが極めて重要である。
- 業種による事業内容・形態等を踏まえ、主要業種ごとにサービス産業の活性化・生産性向上策が必要である。また、実態把握や政策の企画立案・実施に当たっては、業種横断的に統一的な方針に基づき取り組むべきものも存在するため、府省庁横断的に取り組む必要がある。

●必要な対応

- 関係府省庁が参加する「サービス産業の活性化・生産性の向上に向けた業種横断検討チーム」を設置し、統一的な方針に基づき、サービス産業の実態把握や政策の企画立案等に係る検討を行い、その成果は、産業競争力会議においてフォローアップを実施し、来年央の「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）の改訂にも反映する。
- サービス産業の好事例の抽出と横展開を図るため、優れたサービスを表彰する「日本サービス大賞」を2015年度に創設する（サービス産業生産性協議会（SPRING）を活用）。
- 教育機関によるサービス産業の経営人材の育成に向けた取組を支援する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○産業競争力会議において必要な取組を検討し、課題を抽出 ○革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業競争力会議において検討した必要な取組を来年央の「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）の改訂に反映させるとともに、「日本サービス大賞」の創設による先進事例の抽出と横展開などの取組を実施（サービス産業生産性協議会を活用） ○産学官が連携して地域のサービス開発を支援 ○教育機関によるサービス産業の経営人材の育成に向けた取組を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業競争力会議において検討した必要な取組を更に展開 ○地域のサービス産業と連携した地方大学・大学院によるサービス産業の実践的・体系的な経営人材育成プログラムの開発を支援
2020年KPI（成果目標）	○サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大（2012年、2013年の年間伸び率の平均0.8%→2.0%）		

(1)-(ウ)-①-b. サービス産業の活性化・付加価値向上（ヘルスケア産業の創出）

●現在の課題

- 地域における高齢化と医療費増大が急速に進む中、ヘルスケア産業が不足している。①ビジネスモデルの未成熟、②担い手及び人材の脆弱性、③資金供給経路の不足、④地域資源活用のための知識不足等の課題の解決が必要である。
- 「新産業の創出による地域の活性化」、「地域住民の健康増進」に加え、「国民医療費（39兆円）の適正化」にも貢献する。

●必要な対応

- 地域におけるヘルスケア産業の創出に向け、①医療分野等のグレーゾーン解消による新ビジネスの創出、②ヘルスケア産業の育成を図るため「地域版ヘルスケア産業協議会（仮称）」の全国展開、③案件組成に向けた企業と金融機関等との連携促進、株式会社地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が設立するヘルスケアファンドによる出資等、④農・食や観光等の地域資源を活用した新たなサービス創出等の促進を図る。
- 地域において、国際的なニーズのある医療を外国人患者にも提供する国際病院（「日本国際病院（仮称）」）の体制を構築する。
- 医工連携による医療機器開発促進のため、医療機器開発支援ネットワークを構築し、開発から事業化まで切れ目なく支援する。
- 地域住民の医療・介護・健康に関する情報を共有・活用するための基盤を構築する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○日本再興戦略に基づいて、健康・医療戦略推進本部の下に設置した次世代ヘルスケア産業協議会において、「地域でのヘルスケアビジネス創出に向けた取組方針」を11月末に取りまとめ ○地域における医療機器開発促進のための「医療機器開発支援ネットワーク」を10月から開始 ○地域におけるヘルスケア産業創出を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるヘルスケア産業創出を支援 ○地域住民の医療・介護・健康に関する情報を共有・活用するための取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるヘルスケア産業創出を推進 ○地域住民の医療・介護・健康に関する情報を共有・活用するための取組を推進 ○地域において国際的なニーズのある医療を外国人患者にも提供する国際病院（「日本国際病院（仮称）」）の体制を構築
2020年KPI（成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルスケア産業の市場規模を、現在の4兆円（2012年）から10兆円（2020年）に成長 ○「医療機器開発支援ネットワーク」を通じた医療機器等の実用化を500件以上支援 →サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大（2012年、2013年の年間伸び率の平均0.8%→2.0%） 		

(1)-(ウ)-①-c. サービス産業の活性化・付加価値向上（IT・ロボットの導入促進）

●現在の課題

○サービス産業の多くは労働集約的であり、その中でも卸・小売業、運輸業、宿泊・飲食サービス業等是非正規社員の割合が高く、相対的に専門的なスキルを必要としない単純な作業が一定割合存在するにもかかわらず、ITの活用不足等で生産性が低迷している。また、人手不足や過剰労働が課題となる中、単純作業を中心に潜在的なロボット活用ニーズが存在する。

●必要な対応

○ITを活用した付加価値向上に向けた事業者の取組を支援する。

○中小企業やロボット未活用領域における導入実証を実施し、本格導入の最終段階にある技術を市場に投入する。また、現場ニーズ及び市場化出口（3年程度をめど）を明確にした上で、特化すべき機能の選択と集中に向けた技術開発を実施する。

○「ロボット革命実現会議」の議論を踏まえ、今後具体的に実証を行う重点分野を決定していくが、ロボット未活用領域への導入を促進し、地域経済を支えるサービス業の人手不足の解消、過重労働からの解放、生産性向上を通じた賃金上昇の好循環を目指す。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ロボット未活用領域におけるロボット導入実証を実施 ○地域の生産性向上及び活性化に資する情報通信技術活用を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○IT活用を促進する取組を実施 ○福祉・介護分野等におけるロボット技術の実用化、市場化のための実証事業・技術開発支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ロボットの利活用に関連する事業
2020年KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年にサービスなど非製造分野におけるロボットの市場規模を20倍に拡大（2012年度600億円→1.2兆円） →サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大（2012年、2013年の年間伸び率の平均0.8%→2.0%） 		

(1)-(ウ)-② 農林水産業の成長産業化（「需要フロンティア拡大」、「バリューチェーン構築」、「生産現場強化」）

●現在の課題

- 農業は多くの地方の基幹産業となっており、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、その潜在力を発揮させ、地域経済に貢献していくことが求められるが、農業総産出額は、この20年間で24%減少し、農地面積も50年間で25%減少している。また、耕作放棄地はこの20年間でほぼ倍増し、基幹的農業従事者の平均年齢は66.5歳と高齢化が深刻化している。農業政策については、地域政策と産業政策を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。また、その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。
- 森林・林業政策については、森林吸収源対策として着実に森林整備を進めるとともに、森林資源の循環利用を図りつつ、新たな木材需要の創出や木材の安定供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現することが必要である。
- 水産業については、漁獲量の減少、国民の「魚離れ」の進行による消費量の減少、さらに、燃油価格の高騰や高船齢化の進行による生産体制の脆弱化等も進行している。水産政策については、浜の活性化や資源管理に取り組みつつ、消費・輸出の拡大を図るなど、水産業の成長産業化を実現することが必要である。
- 今後は、生産性の向上（生産コストの低減と付加価値の増大）を図り、国際競争力の高い農林水産業へ転換を図ることが必要である。同時に、これを後押しするために農林水産業・農山漁村の多面的機能を発揮させる取組を推進することが必要である。

●必要な対応

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って以下の施策・取組を展開する。

【需要フロンティアの拡大】

- ・品目別の輸出団体の設立などオールジャパンでの輸出体制の整備やジェトロの輸出相談窓口機能の強化等を通じ、HACCP（注）導入など輸出環境整備、国内外の人材の育成等に取り組みつつ、日本食材の活用推進、日本の「食文化・食産業」の海外展開及び農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略を推進

（注）Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録する工程管理システム。

【バリューチェーンの構築】

- ・幅広く他業種の人材、資金、技術等を農林漁業に活用して、地域ぐるみの6次産業化を推進し、農林漁業者及び農山漁村の所得向

上を図るとともに、農商工連携等を活用することにより、農林水産物・食品のブランド化・高付加価値化を推進

- ・酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにするなど酪農家の創意工夫に応える環境を整備
- ・農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE（注）及び A-FIVE から出資を受けたサブファンド）による出資や地域金融機関等のコンサルティング機能等を活用して、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む 6 次産業化の取組を拡大

（注）Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan（株式会社農林漁業成長産業化支援機構）の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013 年に設立。

【農業の生産現場の強化】

- ・担い手の育成、経営規模拡大等による農業の生産性の向上、耕作放棄地の発生防止・解消等を推進
- ・米の生産調整の見直し（平成 30 年産をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らない生産となるよう取り組む）を推進

【林業の成長産業化】

- ・CLT（注）の早期普及に向け、2016 年度早期に CLT 建築物の一般的な設計法を確立するとともに、実証的建築の積み重ねによる施工ノウハウの確立、国産材 CLT の生産体制の構築などの総合的な取組を推進するとともに、耐火部材の開発・普及等により都市の木造・木質化を推進。また、公共建築物の木造化・内装木質化の促進、地域材等を活用した木造住宅の整備を推進
- ・木質バイオマスについて、地域密着型の小規模発電や熱利用等の取組を推進
- ・住宅メーカー等の需要に対応した木材の加工や流通施設の整備、民有林と国有林の連携による木材供給量の大幅増大などにより国産材の安定的・効率的な供給体制を構築
- ・自伐林家を含めた多様な担い手により、林業の生産性の向上を図りつつ、地域における木材利用供給システムの構築や人材の確保・育成等を行い、森林資源の循環利用を推進

（注）Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

【水産日本の復活】

- ・水産業の持続可能な生産基盤維持のための IQ（Individual Quota の略）方式の試験実施など漁業資源管理の高度化を推進
- ・浜と食卓の結び付きを強化するため、日本全国のおいしい魚を認定・紹介する「プライドフィッシュ」の取組への支援や官民協働で消費者ニーズに合った商品の提供を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクト等を展開し、水産物の消費拡大を推進
- ・水産物輸出を促進するため、水産庁も認定主体となって水産加工施設の EU 向け HACCP 認定を加速化
- ・浜ごとの水産業の活性化を図るため、施設配置、販路開拓、役割分担など総合的かつ具体的な取組を定めた「浜の活力再生プラン」の作成・実現を推進

- ・ 燃油使用量の削減を進めるとともに、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を図る漁業構造改革を推進

【農林漁業・農山漁村の多面的機能の発揮】

- ・ 農林漁業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を推進
- ・ 「鳥獣被害対策実施隊」等による効率的な被害対策の推進
- ・ 国土保全、地球温暖化防止などのために、適切な森林の整備・保全等の取組を推進

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<p>【農林水産業共通】</p> <p>○6次産業化の推進 等</p> <p>【農業】</p> <p>○担い手の育成・経営規模拡大等による農業の生産性の向上</p> <p>【林業】</p> <p>○CLT の早期普及に向けた取組の推進など新たな木材需要の創出 等</p> <p>【水産業】</p> <p>○資源管理の推進 等</p>	<p>【農林水産業共通】</p> <p>○6次産業化の推進など異業種との連携の推進、強みのある農林水産物づくり、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進</p> <p>【農業】</p> <p>○担い手の育成・経営規模拡大等による構造改革の推進</p> <p>【林業】</p> <p>○新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林整備の実施</p> <p>【水産業】</p> <p>○資源管理の推進、漁船漁業の体質強化・省コスト型生産体系への移行、水産物の加工・流通・輸出対策 等</p>	○下記の目標に向けて着実に実施
2020 年 KPI (成果目標)	<p>○2020 年までに6次産業の市場規模を10兆円に増加(2012年度 1.9兆円)</p> <p>○2020 年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加(2013年 5,505億円)</p> <p>○2020 年までに国産材の供給量を3,900万m³に増加(2013年度 2,175万m³)</p> <p>○2020 年までに毎年5万m³(2024年までに50万m³)のCLT生産体制を構築(2014年 約1万m³)</p> <p>○2020 年までに魚介類生産量(食用)を442万トンに向上(2012年 376万トン)</p>		

(1)-(ウ)-③-a. 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進（「広域観光周遊ルート」の形成・発信）

●現在の課題

- 東京周辺やいわゆるゴールデンルートに集中している訪日外国人旅行者の地域への呼び込み、訪日外国人が一人歩きできる受入環境整備、訪日外国人の観光による消費の活性化に取り組む必要がある。
- 他分野との連携強化による観光資源の磨き上げの推進や、観光地における公衆無線 LAN が使いやすい環境を整備するとともに、観光地域づくりの推進主体の在り方を検討し、その取組への支援が必要である。
- 観光産業を支える人材育成への支援により、産業の付加価値向上・活性化を図るとともに、国内旅行の需要喚起と旅行需要の平準化を図る必要がある。

●必要な対応

- 複数の都道府県をまたがって、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化し、外国人旅行者の滞在日数に見合った「広域観光周遊ルート」を形成する。また、海外へ積極的に発信する。
- 関係府省庁と連携しつつ、歴史まちづくり、国立公園・ジオパーク等の美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を生かした地域づくりと、体制づくり、受入環境整備、交通アクセスの円滑化等の観光振興のための施策を一体で実施する。
- 免税販売手続におけるより一層の利便性の向上を実現する。
- 観光産業に従事する者に対し、経営に関する知識・スキル習得等の人材育成を行うとともに、モデル地域等における「ふるさと休日」の創出等を通じ、休暇取得や地域活性化を促進する運動（「家族の時間づくりプロジェクト」、「ポジティブ・オフ運動」（注）等）を推進する。
（注）企業と連携し、休暇を取得して外出・旅行を楽しむことを積極的に促進する運動。
- 国内外の情報ネットワークを有する株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、地域金融機関等の知見を活用するとともに、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社日本政策投資銀行等による観光を対象としたファンドの活用による、観光を軸とした地域活性化モデルを構築する。
- 首都圏空港の機能強化やその機能強化による国際航空路線の拡充、地方の国際航空路線の拡充等に資する地方空港の受入体制の充実、地方空港・港湾における CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の拡充など、出入国手続を迅速化する。
- クルーズ船とバスの乗換動線の改善などクルーズ船寄港地における先導的な取組を実施する。
- 地域主体のモデル的な取組への支援を通じた地方航空路線の活性化を図る。
- 既存対象国における更なる査証発給要件の緩和・査証免除及び新たな対象国の設定により、更なる訪日外国人旅行者の呼び込みを行う。
- 訪日外国人旅行者の地域観光資源等に関する多様なニーズへの対応のため、通訳案内を充実させる。

○観光拠点等における公衆無線 LAN 環境の整備を推進する。

○観光庁に専門的ノウハウや識見を蓄積することで府省庁横断的なコーディネート機能を強化する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「広域観光周遊ルート」の形成に向けた早期の体制構築の支援 等 ○公衆無線 LAN 環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を実施 ○観光を軸とした地域活性化モデル構築の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○「広域観光周遊ルート」形成を促進 ○地域資源を活用した観光地の魅力創造 ○免税販売手続におけるより一層の利便性向上の実現 ○公衆無線 LAN 環境の整備支援を実施 ○訪日外国人等、旅行者等に対応した救急要請や避難等の体制整備 ○海外発行クレジットカード等の利便性向上等キャッシュレス決済の普及拡大 ○観光を軸とした地域活性化モデル構築の支援 ○クルーズ船の受入れを円滑化するための先導的な取組の実施 ○地方航空路線の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○自律的で持続可能な観光地域づくりのための取組の推進 ○公衆無線 LAN 環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を実施 ○訪日外国人等、地域の交流人口の安全・安心を確保するための取組の推進 ○観光を軸とした地域活性化モデル構築の推進
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○訪日外国人旅行者数 2,000 万人（2013 年 1036 万人） ○訪日外国人旅行消費額を 3 兆円に拡大（2013 年 1.4 兆円） 		

(1)-(ウ)-③-b. 観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進（地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援、「地域ブランド」の確立等付加価値の向上等）

●現在の課題

- 地域産品（農林水産品、伝統的工芸品等）や、歴史・町並み・文化・芸術・スポーツなどの地域資源を有効に活用した地域ブランド等による付加価値向上がまだまだ不十分である。個社事業にとどまった資源規模の小さい地域資源ビジネスが多く、地域経済への波及効果も限定的である。
- 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）の改正や食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の制定などを実施しているが、表示制度の改正・整備への理解が不十分である。また、地域の事業者が食品の持つ保健機能といった商品の魅力を伝えるには、現在の食品の機能性表示に係る既存の制度は使いにくい。

●必要な対応

- 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）の一部を改正する法案を次期通常国会に提出し、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、消費者志向の商品開発・販路開拓等を関係府省庁が連携して支援する。
- 地域活性化、日本ブランドの発信、観光立国の推進、日本食の輸出等を加速化させるべく、影響力の大きい放送コンテンツ等の海外展開を総合的かつ強力で支援する。株式会社海外需要開拓支援機構が民間投資を促す「呼び水」としての役割を果たしつつ、プロジェクト組成を支援する。
- 様々な地域資源を組み合わせた魅力的なストーリーを軸にした地域のデスティネーション・マネジメントを支援する。
- 景品表示法及び機能性表示を含めた新たな食品表示制度の普及啓発により、事業者等による食品表示を適正化する。「消費者志向ブランド」を PR できる環境の整備や表示の適正化により、「消費者志向ブランド」を活用する動きを活性化させる。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域が保有しているコンテンツをその内外に向けて多様なメディアを通じて発信するための実証実験を実施 ○地域経済活性化に資する放送コンテンツ等の海外展開を支援 ○ストーリー作りに係る支援策の一部前倒し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の改正法案の提出 ○地域特性を踏まえたローカル版クールジャパン商材の海外販路開拓を支援 ○地域のストーリー作りを支援 ○伝統的工芸品の支援策を実施 ○新たな食品表示制度に係る普及啓発、調査等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を活用した地域ぐるみの取組を促進 ○地域資源の海外展開を推進
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○5 年間で 1,000 市町村による「ふるさと名物応援宣言」を目指す ○伝統的工芸品の生産額、従業者数等の減少傾向を反転させる（平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間平均 生産額 9%減少、従業者数 5%減少） ○ストーリー作り支援事業対象地域の来訪者数、関連商品の売上げ等が事業終了 3 年後までに増加した事業件数割合 70% ○特産品等開発事業による市場取引達成率 80% ○放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度（66.3 億円）の 3 倍超に増加 ○新たな食品表示制度の普及啓発について、2020 年までの間に、年平均 120 回の講師派遣・説明会を実施 		

(1)-(ウ)-④ 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

●現在の課題

- 地域の歴史、町並み、文化・芸術、スポーツを地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを促進することが必要である。
- 文化・芸術については、保存を優先する支援から、観光・産業資源としての魅力の向上及び国内外への発信の強化など、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組を推進することが必要である。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた文化プログラムのための十分な基盤形成が必要である。
- スポーツについては、スポーツによる地域活性化に取り組む「地域スポーツコミッション」の組織基盤が脆弱である。

●必要な対応

- 地域の歴史、町並み、文化・芸術については、世界遺産や国宝等を地域活性化に活用するほか、2015年度より新たに「日本遺産」を認定する仕組みを創設するなど、観光・産業資産としての魅力の向上等の強化や、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組を支援する。併せて、地域の特色ある文化芸術活動や劇場・音楽堂などの活動を推進し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を文化の祭典としても成功させることにより、文化・芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。
- スポーツについては、「地域スポーツコミッション」の活動を促進するとともに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国各地に波及させることにより、スポーツを地域資源として活用した地域活性化を推進する。
- 地域の歴史、町並み、文化・芸術やスポーツの振興・活性化のための情報共有・発信拠点として、地域のラジオやケーブルテレビが有効活用されるよう、それらの難聴解消や信頼性向上を推進する。
- 地域の資源を活用したビジネスモデルの構築に当たっては、必要に応じ、地域金融機関の助言・コンサルティング機能や他地域（海外を含む。）の事例に詳しい株式会社日本政策投資銀行の情報生産機能を活用する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○地域のラジオやケーブルテレビにおける信頼性向上を促進	○「日本遺産」を認定する仕組みを創設するなど、観光・産業資源としての魅力の向上や、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組を支援 ○地域の特色ある文化芸術活動や劇場・音楽堂等の活動を推進 ○「地域スポーツコミッション」の活動を促進し、地域におけるスポーツを活性化するとともに、スポーツを観光資源の一つとした地域の活性化を推進 ○地域のラジオやケーブルテレビにおける難聴解消・信頼性向上を促進	○2020 年に向け、全国で地域に根ざした文化資源を生かした取組の実施やその魅力の国内外への積極的な発信等に必要な取組を実施 ○「地域スポーツコミッション」の活動を促進し、地域におけるスポーツを活性化するとともに、スポーツを観光資源の一つとした地域の活性化を推進 ○地域のラジオやケーブルテレビにおける難聴解消・信頼性向上を促進
2020 年 KPI (成果目標)	○文化・芸術を目的に訪日する外国人を大幅に増加させる（現在、文化・芸術を目的に訪日する外国人の割合は①美術館・博物館 16.0%、②舞台鑑賞 5.2%、③映画・アニメ縁の地を訪問 6.1%、④日本の歴史・伝統文化体験 25.7%、⑤日本の現代文化体験 15.9%） ○「地域スポーツコミッション」等を促進して一層進展させる（2014 年 7 月現在 23 組織）		

(1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進

●現在の課題

○豊かな自然に恵まれた地方で、その豊富な再生可能エネルギー資源や地域におけるコジェネレーションの活用等により、分散型のエネルギー開発・利用を推進していくことは、防災面、エネルギー・セキュリティ面のみならず、地域に根付いた雇用の供給という面からも重要な課題となっている。

●必要な対応

○現行の取組を進めつつ、各府省庁の施策について、その相乗効果が最大限発揮されるよう、関係府省庁が緊密な連携を図る。

○関係府省庁の地方支分部局及び希望する都道府県にワンストップ窓口の設置を推進し、事業者にとって最も適切な支援策の選択を的確に行うとともに、徹底した利用者目線による各府省庁の施策関連情報を管理したガイドブックを作成するなど、その円滑な利用を促進する。

○地方公共団体に配慮した計画策定等の在り方について、「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」等において検討し、その結果に基づき関係府省庁で施策を実施するとともに、共通の目標の設定について検討し、結論を得る。

○2016年目途に実施が予定されている電力自由化等を踏まえ、2015年中に、更なる施策の整理や進め方について検討を行い、成案を得る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○現行の取組を進めつつ、各府省庁の施策について、その相乗効果が最大限発揮されるよう、関係府省庁が緊密に連携	○関係府省庁の支分部局及び希望する都道府県にワンストップ窓口の設置を推進するとともに、ガイドブックの作成等を実施 ○計画策定に係る共通目標設定について検討し、成案を得る	○希望する都道府県にワンストップ窓口を設置するとともに、ガイドブックのアップデート等を実施
2020年 KPI (成果目標)	○関係府省庁の地方支分部局及び希望する都道府県の窓口への相談件数 ○各府省庁の支援を受けて組成されたプロジェクト件数		

(1)-(エ)-① 若者人材等の還流及び育成・定着支援

●現在の課題

- 今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成・定着を促進するとともに、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化に取り組むことによって、地域の活力を取り戻すことが大きな課題である。
- また、その実現のためにも、地域に質の高い雇用、魅力的な職場を積極的に創出していくことが必要である。

●必要な対応

- 「全国移住促進センター（仮称）」と連携して、雇用やくらしの情報を一元的に収集・提供する体制整備を図る。
 - ・中小企業や農業を含めた地域の仕事情報や教育、医療等のくらしの情報の収集を行い、地方への就職をくらしとしごとの両面からサポートする一元化窓口機能である「地域しごと支援センター（仮称）」の整備を支援する。
 - ・地域のくらしとしごとの情報提供や相談支援を行うナビゲーターの配置やこれらの情報をインターネットで一元的に発信する情報サイトの整備を支援する。
- 地域における質の高い雇用、魅力的な職場の創出に向け、各地域での魅力あるしごとづくりと既存の枠組みにとらわれない人材育成や定着など地域の創意工夫を生かした先行的な取組等を、都市部からの人材還流を促すための取組とも連携して、強力に支援する。
- 中小企業に限定されていた一部の雇用関係助成金について、支給対象を中小企業以外にも拡大し、中堅企業も助成を受けられるよう措置する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県で雇用やくらしの情報を一元的に収集・提供する体制整備を開始 ○地域における魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成、定着などの取組を開始 	○緊急的取組を本格稼働	○2015年度の取組を本格稼働
2020年KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○若者の就職・育成・定着の促進や、地域が必要とする人材の還流等、各種の取組により、以下を目標とする <ul style="list-style-type: none"> ・東京圏から地方へ約10万人の人材を還流（2020年までの5年間の累計） ・地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約20万人の地方への定着を図る（2020年までの5年間の累計） ○上記により、2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す 		

(1)-(エ)-② 「プロフェッショナル人材」の地方還流

●現在の課題

○地方の中堅・中小企業では、生産性向上に必要となる「プロフェッショナル人材」(注)が不足しているが、受入企業側の人材活用方法等に踏み込んだ適切なコンサルティングや丁寧なマッチング等が不足していること、受入企業側にも人材の受入れに当たり十分な費用や対応を担う余裕がないことから、「プロフェッショナル人材」のUIJターン市場がなかなか広がらない。加えて、転職人材の家族の暮らしを守る、住環境・教育環境等の整備も重要である。

(注) 地方の中堅・中小企業における経営人材、経営サポート人材、専門人材をいう。

●必要な対応

- 「プロフェッショナル人材」を都市部から地方へ還流させるため、「プロフェッショナル人材」の地方還流の支援策を展開する。
- ・「お試し就業」による人材還流の促進と、地方の受入企業の負担軽減を図るUIJターン助成制度を検討し、成案を得る。
 - ・都道府県ごとに「プロフェッショナル人材センター(仮称)」(窓口機能)を設けるよう推進し、受入企業側の人材ニーズ情報の収集、受入企業側の抵抗感払拭や人材活用力の向上、人材マッチングに携わる民間人材サービス事業者・金融機関・NPO等の活動を支援するセミナーなどを実施する。各府省庁のUIJターン関連事業の情報を効率的に収集できる「統合人材プール(仮称)」(サイト)等の整備を検討し、成案を得る。
 - ・金融機関等と連携を図りつつ、経営(サポート)人材のマッチングを行う、株式会社地域経済活性化支援機構の子会社を設立・稼働する(必要に応じ、派遣人材への経営課題解決能力等の研修を実施)。
 - ・転職人材の家族の地方における住環境・教育環境・その他の環境の整備や環境整備に関連する情報の関係者への提供の充実を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「プロフェッショナル人材」のマッチング支援に関する検討会を開催 ○株式会社地域経済活性化支援機構の特定専門家派遣事業を推進 ○UIJ ターン助成制度創設を検討し、成案を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ○「プロフェッショナル人材センター（仮称）」（窓口機能）を整備する ○経営（サポート）人材マッチングを行う株式会社地域経済活性化支援機構の子会社設立等（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）の許可取得を含む。） ○UIJ ターン助成制度等の支援策の展開 ○「統合人材プール（仮称）」（サイト）の整備を検討し、成案を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ○2016 年 4 月に「プロフェッショナル人材センター（仮称）」の本格稼働を目指す
2020 年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○「プロフェッショナル人材センター（仮称）」及び株式会社地域経済活性化支援機構の子会社（以下「人材センター等」という。）の相談件数 5 万件 ○人材センター等の支援により人材を受け入れた中堅・中小企業の生産性向上・経営改善 		

(1)-(エ)-③ 地域における女性の活躍推進

●現在の課題

- 就業している女性のうち約6割が第1子出産を機に離職している。子育て期の女性の就業率は低く、女性の管理職割合も低い。
- 女性の活躍状況は地域によって異なっているため、地域の実情に応じて効果的に女性の活躍を推進していくことが重要である。住民に身近な地方公共団体を中心とした地域ぐるみの取組が必要である。
- 人口減少に直面する地域において、PTA、自治会、消防団など、様々な場面での女性の活躍が不可欠である。
- 我が国の女性研究者の割合は約1割と、主要先進国と比較しても低水準である。地域の大学等においても、研究と出産・育児・介護等の両立が難しく、研究継続を断念する女性研究者が存在するなど、活躍の場が限定的となっている。

●必要な対応

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の次期通常国会への提出及び早期成立を図る。
- 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体による地域の実情に応じた地域に根ざした取組を促進する。
- 固定的性別役割分担意識の解消及び地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る。
- 学び直しを通じ、女性を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学、専修学校等の取組を促進する。
- 研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上など、研究環境のダイバーシティ（多様性）実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を実施する地域の大学等を支援する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の活躍に向けた地方公共団体の取組を促進 ○女性の創業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の活躍に向けた企業の取組を支援 ○女性の地域活動参画につながる、学び直しに関する各地域の取組を促進 ○地域活動等、あらゆる場面における女性の活躍を推進 ○大学等における女性研究者支援の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークによる地域ぐるみの取組を促進 ○各地域における女性の学び直しに関する取組を促進
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域における女性就業率及び指導的地位に占める女性の割合を着実に高める <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年までに 25～44 歳の女性就業率を 73%に高める（2013 年 69.5%） ・2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%に増加させる（2013 年における国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合 3.0%、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合 6.8%、民間企業（100 名以上）の課長相当職以上に占める女性の割合 7.5%） ○大学の教授等（講師以上）に占める女性の割合を 30%に増加させる（2014 年度 19.5%） 		

(1)-(エ)-④ 新規就農・就業者への総合的支援

●現在の課題

- 我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が6割、40代以下が1割と著しくアンバランスな状況である。
- 林業従事者数は、「緑の雇用」事業による効果もあり、5万人で下げ止まっているものの、近年新規就業者数は減少傾向にある。このため、新規就業者の確保や効率的な林業を展開していくための現場技能者の育成が重要となっている。
- 漁業就業者数は年々減少しており、2013年で約18.1万人、うち60歳以上の就業者が49%、65歳以上が35%を占めており、高齢化が進行している。

●必要な対応

- 農林水産業の成長産業化のための施策を推進する。((1)-(ウ)-② 農林水産業の成長産業化を参照)
- 世代間バランスのとれた農業構造を構築し、持続可能な力強い農業の実現に向け、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するため、就業の準備や所得の確保、技術・経営力の習得等を支援する。
- 林業における新規就業者の確保や現場技能者の育成等を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。
- 漁業への新規就業・後継者等の育成を促進するため、就業の準備、技術の習得等を支援する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の成長産業化のための施策を推進 ○農林漁業への就業促進支援策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業の成長産業化のための施策を推進 ○農林漁業への就業促進支援策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標の実現に向けて着実に実施
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までに6次産業の市場規模を10兆円に増加（2012年度1.9兆円） ○2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増加（2013年5,505億円） ○2020年までに国産材の供給量を3,900万m³に増加（2013年度2,175万m³） ○2020年までに毎年5万m³（2024年までに50万m³）のCLT生産体制を構築（2014年約1万m³） ○2020年までに魚介類生産量（食用）を442万トンに向上（2012年376万トン） 		

(1)-(エ)-⑤ 大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援

●現在の課題

○地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するとともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

●必要な対応

○大学等において、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に着用する取組を推進するとともに、産学連携による実践的プログラムの開発や教育体制の確立等により、地域産業を担う高度な地域人材を育成する。

○高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。

○地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等が求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

○実践的な英語教育など、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダー育成や外国人留学生の受入れのための取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○地元の地方公共団体や企業等と連携して地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進 ○地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進 ○専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が、地元企業等が求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くための制度改正を行う ○官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等） ○地域における留学生交流の促進 ○国際バカロレア（注）の普及拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善 ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開く制度の施行 等
2020 年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める（2013 年度 39.6%） ○国際バカロレア認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす（2014 年 33 校 ※候補校を含む） 		

（注）グローバル化に対応した素養・能力の育成を重視した国際的な教育プログラム。学校段階等に応じ 4 種類あるプログラムの中で、高校レベルのディプロマプログラムは国際的に通用する大学入学資格を取得可能であり、世界の主要大学の入学審査等で広く活用されている。

(1)-(エ)-⑥ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

●現在の課題

○若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域における若者向けの安定した雇用の場の確保、高齢者、障害者の学びから就業・起業、地域活動等への参画の促進が必要である。

●必要な対応

○法的整備も含めた総合的かつ体系的な若者雇用対策を推進するとともに、「正社員実現加速プロジェクト」の強力な推進により正社員化を促進する。

○「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進及び障害特性に応じた就労支援の推進等を行う。

○大都市圏の生活困窮者・生活保護受給者が地方において就労（中間的就労を含む。）や社会参加ができるよう、必要な支援を行う。

○学習活動を通じて、高齢者等を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学等の取組を促進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○若者の創業支援	○法的整備も含めた総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進 ○「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進 ○障害特性に応じた就労支援の推進等 ○高齢者等の地域活動参画につながる、学習活動に関する各地域の取組を促進	○若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現 ○学びを通じた高齢者の地域活動参画の促進及び多世代との共助による地域づくりの取組に対しての支援策を検討・実施
2020年KPI （成果目標）	○2020年までに60～64歳の就業率を65%に高める（2012年58%） ○2020年までに障害者の実雇用率を2.0%に高める（2014年6月現在1.82%）		

(1)-(オ)-① ICT の利活用による地域の活性化

(1)-(オ)-② 異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

●現在の課題

- 地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因となっている。地域産業の生産性向上やイノベーションの創出により、地域産業の活性化を図っていく上で ICT は有効なツールである。
- ICT の活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能である。こうした課題解決に ICT を活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待できる。
- このためには、有線・無線のブロードバンドの整備と、その利活用の推進が不可欠である。ブロードバンドが未整備、またブロードバンドが整備されても、その利活用が進まない地域が多数存在する。
- 農業、医療、教育、防災など、各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資する ICT の利活用を推進する。
- 近年、各地で異常気象による損害が多発しており、また、将来の平均気温の上昇や降水量の変化などの気候変動に伴う地域産業への影響が懸念されており、地域活性化の観点から、気候変動への適切な対応も必要である。

●必要な対応

- 距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進する。
- 地域においても ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域における通信・放送環境の整備を推進する。
- 各地域（市町村）において、中長期的な視野に立った地域産業を基盤とする「まちづくり」の強化に資するよう、異常気象や気象変動等に関するデータの利活用を進める仕組みを構築する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT を活用した新たな街づくりの推進 ○各地域が保有しているコンテンツをその内外に向けて多様なメディアを通じて情報を発信するための実証実験を実施 ○地域経済活性化に資する放送コンテンツ等の海外展開を支援 ○公衆無線 LAN 環境等の整備 ○企業や雇用の地方への流れを促進するため、サテライトオフィスや遠隔雇用の環境等に応じたモデルケースの検証を行い、地方創生に資する新たなテレワークを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○イノベーションの核となる ICT をはじめとした科学技術イノベーションを生かした、地域の課題解決に向けた取組を支援 ○地方における自治体や企業の ICT を生かした取組の実際の導入を促進し、その効果を高めるため、「利活用促進プラン（仮称）」を策定 ○遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進 ○公衆無線 LAN、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進 ○地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点などのサテライトオフィスの整備に向けたモデル実証を実施 ○バーチャルオフィスなどの新たな就労形態の実現のための実証を実施 ○テレワークに対する助成措置について、サテライトオフィスを助成対象に追加 ○異常気象や気候変動に関するデータの利活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○イノベーションの核となる ICT をはじめとした科学技術イノベーションを生かした、地域の課題解決に向けた取組支援の一層の推進 ○遠隔教育等の教育における ICT の活用を推進 ○公衆無線 LAN、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進 ○実証結果を踏まえ、有識者、関係府省庁により、地域の特性に応じたサテライトオフィスの普及に向けた支援を実施 ○異常気象や気候変動に関するデータの利活用を進める仕組みの構築、データの提供開始
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワーク導入企業数（2020 年目標）：2012 年度比 3 倍（2012 年度 11.5%） ○週 1 日以上在宅で就労する雇用型在宅型テレワーカー数の割合（2020 年目標）全労働者数の 10%以上 また、国家公務員のテレワーク比率：政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す ○放送コンテンツ関連海外市場売上高を 2010 年度（66.3 億円）の 3 倍超に増加 		

(2)-(ア)-① 地方移住希望者への支援体制

●現在の課題

- 東京都在住者の約4割（うち関東圏以外出身者の約5割）が地方への移住を検討又は今後検討したいと考えており、特に若年層や50代男性の移住に対する意識が高いとの結果が出ている。
- 地方移住関連情報は、主として市町村がインターネットで提供しているが、精粗まちまちであり、体系的な情報提供体制が整備されておらず、キーワード検索ができない状況である。
- 特定非営利活動法人や一部の都道府県がそれぞれ相談支援を行っているが、各都道府県の連携やしごとの相談との連携が希薄であり、一括した情報の提供や場所の認知がなされていないなど、移住を考える者の相談に一元的に対応できる体制が未整備である。

●必要な対応

- 住まい、教育、医療などの生活面の情報だけでなく、農林漁業、企業等求人情報も加え、移住に必要な情報の一元的な提供システムを整備する。
- 全国の地方受入組織と連携した移住関連情報の提供・相談支援を一元的に行う「全国移住促進センター（仮称）」を整備する。
- 地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、地方財政措置を創設する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○移住に必要な情報の一元的な収集・提供体制の構築 ○移住についてワンストップ相談ができる「全国移住促進センター（仮称）」の開設 ○受入側となる地方の体制整備、連携の促進 ○移住促進に対する政府の取組を国民に広く周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○一元的な情報提供システムの本格稼働 ○「全国移住促進センター（仮称）」の本格稼働 ○受入側となる地方の体制整備、連携の促進 ○地方公共団体に対する地方財政措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報コンテンツの順次充実 ○「全国移住促進センター（仮称）」の活動と各都道府県が行う移住の相談支援事業との連携拡大
2020年KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方移住施策全体の推進を通じて2020年に東京圏からの転出4万人増加（2013年比） ○2020年に「全国移住促進センター（仮称）」のあっせん件数11,000件 		

(2)-(ア)-②-a. 地方居住の本格推進(都市農村交流)

●現在の課題

○都市農村交流人口は一定程度増加してきているが、その一方、農村地域の人口減少や高齢化が進展する中、都市と農山漁村の交流活動を一過性の取組に終わらせるのではなく、農村地域の活性化、さらには、農村地域への移住・定住につながる多様な交流の推進が課題となっている。

●必要な対応

- 農林漁家民宿、観光農園、農家レストラン、福祉農園等の地域資源を活用した取組など、観光、教育、福祉等と農業の連携の更なる促進の下、農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するような、多様な都市と農山漁村の交流を推進し、滞在期間の長期化、来訪の定期化を図る。
- 市町村において、子ども滞在型農山漁村体験教育が飛躍的に拡充されるよう、国として必要な施策を推進する。
- 都市と農山漁村の交流に関する情報提供を充実させる。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降(5年後まで)
取組内容		○観光、教育、福祉、農業等各分野における連携プロジェクト等の推進	○質量両面での都市と農山漁村の交流事業の充実
2020年KPI (成果目標)	○都市と農産漁村の交流人口を2020年には1,300万人(2013年度925万人)		

(2)-(ア)-②-b. 地方居住の本格推進（「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援）

●現在の課題

- 地方から東京圏への人口流入は続いており、特に若い世代が東京圏に流入している。
- 「二地域居住」の推進に当たっては、宿泊施設等の滞在費が高い、移動のための交通費が高いといった費用負担が大きい面が課題となっている。
- また、我が国では中古住宅の流通が進んでおらず、世帯当たりの住み替え頻度が英米の 1/3～1/4 となっており、住まいが固定化している。
- さらに、休暇がとりにくい、まとまった滞在時間が確保できない、場所にとらわれない就業を可能とする基盤が整っていないなどの働き方に関する課題も見られる。また、「二地域居住」を支援する地方公共団体の取組や住宅、居住先に関する情報の収集も必ずしも容易でない状況にある。

●必要な対応

- 地方居住の推進運動を展開するため、地方居住推進国民会議を設置する。
 - ・地方居住に関心のある団体、地方公共団体、有識者等により構成する。
 - ・地方での生活やライフスタイルのすばらしさの価値観の共有化、あらゆる世代の UIJ ターン、「二地域居住」における就労等についての気運の醸成を図る。
- 「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進
移住に向けた「お試し居住」や複数地域に生活・就労の拠点を有する「二地域居住」を推進する。
このため、コストの低減策として、
 - ・空き家となっている個人住宅を含む中古住宅の活用、公的賃貸住宅を活用した「お試し居住」用住宅を提供する地方公共団体の取組への支援（公営住宅の目的外使用による活用等）により、住み替えしやすい環境を整備する。
 - ・移動費の低減につながる取組として LCC の参入促進、「二地域居住」に資する企画乗車券等の開発を民間に促すことを推進する。このほか、
 - ・休暇取得を促進する運動を推進する（(1)-(ウ)-③-a. 「広域観光周遊ルート」の形成・発信を参照）。
 - ・就労者が、仕事をしながらも十分な滞在時間を確保し、場所にとらわれない就業ができるよう、サテライトオフィス・テレワーク等の遠隔勤務（以下「ふるさとテレワーク」という。）を推進する（「(2)-(イ)-③遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）」を参照）。

・「二地域居住」の推進に関して一元的に情報を提供する。

○地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について、地方財政措置を創設する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○地方居住推進国民会議の設置 ○中古住宅流通を促進する取組の推進 ○LCC の参入促進を図る取組の推進 ○地方公共団体に対する地方財政措置 	○目標に向けて着実に実施
2020 年 KPI (成果目標)	○2020 年に「お試し居住」推進等に取り組む市町村の数を倍増（現在約 23% の市町村で実施）		

(2)-(ア)-③ 「日本版 CCRC」の検討

●現在の課題

- 東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示している。
- アクティブ・シニアが、退職後に地方に移住し、健康時から終末期まで、継続ケアを受けながら、安心して老後を過ごせる体制が十分ではない。その際、地域において、生きがいを持てるような「学び」の機会や地域活動への参画機会の確保も十分ではない。
- 住まい、学習活動、社会参加や健康支援、医療・介護サービス等の高齢者向けのサービスが、居住者の意向に即して一元的又は連携して提供される取組が行われておらず、また、居住者コミュニティの形成や多世代交流といった観点からの地域づくり、まちづくりを行う取組が行われていない。

●必要な対応

- 有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成や地方公共団体の役割等について検討し、課題及び論点を整理し、結論を得る。
- モデル事業を実施する。
- モデル事業の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じ、全国展開を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○検討会を設置し、課題・論点を整理	○実現に向けた検討会の結論を得る	○検討会の結果を踏まえて、モデル事業を実施 ○モデル事業の実施状況を踏まえて、所要の措置及び全国展開
2020年 KPI (成果目標)	○国の KPI は検討会の結論を踏まえ設定		

(2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

●現在の課題

- 「地域おこし協力隊」は、事業主体が市町村であるのに対して、「田舎で働き隊」は、事業主体が集落レベルの民間事業者（農業法人、NPO、自治会等）であるなどの相違があるものの、両者は、有為な人材の地方派遣・定住化という政策手法について共通する事業である。
- 目的、求める人材、財源等に差異はあるものの、条件不利地域・農山漁村の活性化のための外部人材導入の潜在的ニーズは大きく、相互に連携し、効率的、効果的に事業を実施することが重要である。

●必要な対応

- 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進などを合同で行うなど、一体的な運用を実施する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○名称を「地域おこし協力隊」に統一し、統一後の制度を周知	○募集情報の統合化、初任者研修や新たにフォローアップ研修を合同で開催するなど、統合拡充の観点から事業を見直し、推進	○統合拡充し、事業を一層推進
2020年KPI （成果目標）	○統合後、2016年に3,000人、2020年に4,000人をめどに拡充 （2013年度 「地域おこし協力隊」978人、「田舎で働き隊」62人）		

(2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

●現在の課題

- 地域での安定した良質な雇用の確保のための1つの重要な方策として、地方における企業拠点の強化・整備や就業機会の拡大が課題となっている。具体的には、企業拠点の都市部からの移転、企業の地方採用の拡大などの促進等が必要である。
- また、今後、将来にわたって生産人口が減少していく中で、地域経済の活力を取り戻すためには、若者や女性が地域において産業・社会の担い手として能力を発揮できる環境を作ることが重要となるが、働き方の改革が不十分であり、地域でも雇用の多様性は乏しい。

●必要な対応

- 地域再生法（平成17年法律第24号）の改正法案を次期通常国会に提出し、地方公共団体の行う企業等の地方拠点強化のための事業環境整備に係る事業を地域再生計画に新たに位置付けるとともに、都道府県知事の承認を受けて、事務所、研修施設等の本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する支援措置や農業関連産業等の導入促進を図り、就業機会を拡大するための支援措置を予定している。
- 上記法改正を前提として、企業の地方拠点強化に係る施策の基本的な枠組を整備するとともに、企業等の取組を促進するための措置（税制措置や地方交付税減収補填措置等）を講じる。
- さらに、企業の地方採用枠の拡大については、「キャリアアップ助成金」において、勤務地限定正社員制度を導入する企業等に対する助成措置を創設する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○企業等の取組を促進するために必要な措置（税制措置等）を検討し結論を得る	○必要な制度整備等を実施 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地限定正社員制度を導入する企業等に対する助成措置を創設	○地方拠点の強化を支援 ○多様な正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現
2020年KPI （成果目標）	○本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加 ○地方拠点における雇用者数を4万人増加 ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2013年は、15～34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%）		

(2)-(イ)-② 政府関係機関の地方移転

●現在の課題

- 1988年6月の多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）の成立を受けて、1989年に政府機関等移転方針が決定した。これは、東京都区内に立地することが適当なものを除く機関について、都区外への移転を進めたものである。移転対象となった71機関のうち69機関が既に移転、又は具体的移転先が決定している。しかし、移転機関のうち、関東外に移転した機関は2機関のみである。
- 政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方公共団体から要望がある。

●必要な対応

- 「地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する」という基本方針にのっとり、道府県等からの提案を受けて、地方創生に資する機関の移転・地方拠点の設置を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○国から道府県等に対して方針説明、誘致提案の募集開始	○道府県等は関係市町村の意見を踏まえ、国に対し、地方創生に資すると考えられる政府関係機関について、誘致のための条件整備の案を付して、機関誘致の提案を実施し、まち・ひと・しごと創生本部において必要性・効果を検証の上、移転等を決定	○まち・ひと・しごと創生本部において適当と判断された機関の移転等に向けた具体的な取組
2020年KPI （成果目標）	○適当と判断された機関の移転等		

(2)-(イ)-③ 遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）

●現在の課題

- 団塊世代等の高齢化の進展に伴う介護ニーズの高まりから、将来的に地方への移住ニーズが高まることが想定される。
- 介護離職による人材流出の防止や地方における優秀な人材の確保といった企業のニーズの高まりが想定される。
- 東京に居住せずとも、地方に住みながら仕事ができるような環境を整備することが必要である。
- これまでのテレワーク推進策にもかかわらず、十分に普及していない。

●必要な対応

- これまでの施策の検証とボトルネックの分析を踏まえて、総合的な普及策を提示することが必要である。その際、クラウドソーシングといった新しい働き方の普及も含めて検討し、結論を得る。
- 具体的には、使用者・労働者とも、雇用管理面からの課題・不安等を指摘していることから、関係府省庁で連携し、モデル実証等による好事例の把握・周知等を行いながら、時間や場所にとらわれない働き方である「良質なテレワーク」の普及拡大等に取り組む。
- 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の実情や企業のニーズを踏まえつつ、モデルケースの検証を行い、ふるさとテレワークを推進する。
- ICT 基盤の未整備地域において、サテライトオフィス、テレワーク等の実施が可能となるよう、基盤整備を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や雇用の地方への流れを促進するため、サテライトオフィスや遠隔雇用に関する検証を行い、ふるさとテレワークを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルケースの検証を踏まえ、ふるさとテレワークの普及・展開に向けた支援を実施 ○地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点などのサテライトオフィスの整備に向けたモデル実証を実施 ○バーチャルオフィスなどの新たな就労形態の実現のための実証を実施 ○テレワークに対する助成措置について、サテライトオフィスを助成対象に追加 ○終日在宅での就業を可能とするテレワークモデルの構築に向けた実証を実施 ○超高速ブロードバンド基盤整備及び携帯電話のエリア整備を実施 ○クラウドソーシング事業者と利用者の出会いの場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○モデルケースの検証を踏まえ、ふるさとテレワークの普及・展開に向けた支援 ○実証結果を踏まえ、有識者、関係府省庁により、地域の特性に応じたサテライトオフィスの普及に向けた支援を実施 ○テレワークモデルの構築・本格的普及 ○超高速ブロードバンド基盤整備及び携帯電話のエリア整備を実施
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー：全労働者数の 10%以上（2013 年度 4.5%） また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す ○テレワーク導入企業数：2012 年度比 3 倍（2012 年度 11.5%） 		

(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

① 知の拠点としての地方大学強化プラン（地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進）

●現在の課題

○地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえない。

●必要な対応

○地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地方課題の解決に貢献する取組を促進することが必要である。

○地方の大学が、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に着定する取組を推進する。

○地域の課題解決や地域人材育成に取り組む大学に対する評価及びその取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○地域社会経済の活性化や地域医療に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る	○地元の地方公共団体や企業等と連携し、地域課題の解決に取り組む大学を評価し、その取組を推進 ○地域貢献を重視する地域活性化の中核的拠点としての機能等の強化を図る地方国立大学の取組を推進 ○経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進 等	○地方貢献に資する大学等の取組を更に進めていく ○地域活性化の中核となる国立大学の第3期中期目標期間（2016年度～2021年度）の評価に地域貢献の視点を取り入れる ○大学の地域貢献に対する評価と資源配分の連動性の確保 等
2020年KPI（成果目標）	○大学と地域の企業等（同一県内企業や地方公共団体）との共同研究件数を7,800件まで高める（2013年度5,762件） ○大学と地域の企業等との共同研究による特許出願数を大幅に増加させる ○各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する		

(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

●現在の課題

- 地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことがある。
- 学校と地域が協働した地域資源を生かした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

●必要な対応

- 卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や地方の魅力を体験できる取組を推進する。
- 地方大学等への進学、地元企業への就職等を促進するため、中堅・中小企業によるインターンシップ受入れの拡大を含む地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるよう、ICTを活用した各大学の取組を推進する。
- 大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 郷土の歴史や人物等を採り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- 全ての小・中学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築し、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進める。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<p>○地域への若者定着を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の地域産業の担い手となる若者を対象とした、地元産業界や地方公共団体が協力して行う奨学金返還を支援する取組の支援 ・地方公共団体と大学等が協働して行う雇用創出・若者定着に向けた取組に対する支援を総務省と文部科学省が連携して一体的・重点的に支援 <p>○都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進</p> <p>○学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を推進 等</p>	<p>○事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善</p>
2020 年 KPI (成果目標)		<p>○地方における自県大学進学者の割合を平均で 36%まで高める（2013 年度全国平均 32.9%）</p> <p>○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で 80%まで向上（2012 年度全国平均 71.9%）</p> <p>○全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する</p> <p>○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する</p>	

(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

③地域人材育成プラン（大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成）

●現在の課題

○地域の企業や地域社会の求める人材ニーズが多様化するとともに、地元企業に就職しない若者が多く、また地域産業を自ら生み出す人材が不足している状況にあるなど、地域における人材育成には様々な課題がある。

●必要な対応

○大学等において、地元の地方公共団体や企業等と連携し、それぞれの地域の未来を担う人材を育成し、地元に着住する取組を推進するとともに、産学連携による実践的プログラムの開発や教育体制の確立等により、地域産業を担う高度な地域人材を育成する。

○高等専門学校における実践的・創造的な技術者の養成を推進するとともに、専修学校、専門高校における、地域の大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究など職業教育を充実し、地域産業を担う高度な専門的職業人の育成を促進する。

○地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

○実践的な英語教育など大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダー育成や外国人留学生の受入れのための取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○地元の地方公共団体や企業等と連携して地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学の取組を推進 ○地域産業の振興を担う人材の育成に取り組む高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進 ○専門高校等において、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くための制度改正を行う ○官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の実施 ○地域における留学生交流の促進 ○国際バカロレアの普及拡大 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善 ○一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開く制度の施行 等
2020 年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を 50%まで高める（2013 年度 39.6%） ○国際バカロレア認定校等を 2020 年までに 200 校以上に増やす（2014 年 33 校 ※候補校を含む） 		

(3)-(ア)-① 若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進

●現在の課題

- 今後、若年労働力人口が減少していく中で、地域経済を支える若者の就職・育成を促進し、地域の活力を取り戻すことが大きな課題である。
- 若者や非正規雇用労働者の安定雇用を実現し、地域の若者の自立・地域経済の活性化を促進することが必要である。

●必要な対応

- 法的整備も含めた総合的かつ体系的な若者雇用対策を推進する。
 - ・新卒者等への就職支援やフリーター等の正規雇用化支援に着実に取り組む。
 - ・就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。
- 「正社員実現加速プロジェクト」の強力な推進により正社員化を促進する。
 - ・ハローワークにおいて、正社員求人の拡大に取り組み、正社員就職の実現を加速させる。
 - ・非正規雇用労働者の正社員転換等を支援する「キャリアアップ助成金」を拡充するなど、正社員実現に取り組む事業主への支援を一層推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○法的整備も含めた総合的かつ体系的な若者雇用対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す ○「正社員実現加速プロジェクト」の強力な推進により正社員化を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「キャリアアップ助成金」について、派遣労働者の正社員転換や「勤務地・職務限定正社員」導入の促進に向けた拡充 	○若者雇用対策、非正規雇用対策の推進による雇用の安定の実現
2020年KPI (成果目標)		<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までに20～34歳の就業率を78%に高める（2013年75.4%） ○2020年までにフリーターを124万人まで減少させる（2013年182万人） ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2013年15～34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%） 	

(3)-(ア)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

●現在の課題

- 若者世代の未婚率の上昇、晩婚化・晩産化が、少子化の原因となっている。
- 独身にとどまっている理由としては、「適当な相手にめぐりあわない」、「結婚資金が足りない」等が挙げられている。また、妊娠・出産に関する知識が不十分であり、結婚や出産の希望の時期について、適切なライフデザインを描けていないとの指摘もある。
- 地域の実情に即した少子化対策の充実が必要であり、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した支援を総合的に推進していく必要がある。

●必要な対応

- 2014 年度中に、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）に基づく新たな「少子化社会対策大綱」を策定し、国と地方が連携した総合的な少子化対策の取組を推進する。
- 2015 年 4 月から施行予定の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び同月に期限が延長され、その内容が充実される次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、地方公共団体は、総合的な子ども・子育て支援、次世代育成支援に関する計画を作成し、地域の実情に即した少子化対策を総合的に推進する。2014 年 11 月に策定した次世代育成支援対策推進法に基づく新たな行動指針においては、地方公共団体の策定に当たっての基本的な視点として、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の重要性を明記したところであり、これにより、地方公共団体の取組を促進する。
- 新たに策定する少子化社会対策大綱と連携した、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を総合的に推進する。特に、地域の実情に即し、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行うための仕組みの構築、結婚・妊娠・出産・子育てに対する前向きな機運の醸成、結婚に向けた情報提供等、妊娠・出産に関する情報提供、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた環境整備等の取組を推進する。
- 地方公共団体が、地域の実情に即して行う「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の先駆的な取組を支援するとともに、効果検証を行い、好事例を展開する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の取組支援 ○地域の実情に応じた少子化対策の先行的な取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化社会対策大綱と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進 ○地方公共団体の「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化社会対策大綱と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進 ○地方公共団体の「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の取組の支援
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるような社会の実現（安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を4割以上とする。2013年度「少子化社会対策の大綱の見直しに向けた意識調査」において「安心して妊娠・出産できるような社会」の達成度について、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した者の割合は19.4%） ○結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を行っている地方公共団体数 現状：47 都道府県、243 市区町村において、地域少子化対策交付金を活用して実施（2014 年 12 月） 目標：47 都道府県、1,200 以上の市区町村において実施（2020 年） 		

(3)-(イ)-① 「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

●現在の課題

- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、子育てに関する女性（妊産婦・母親）の孤立感、負担感が強まっている。
- 現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援については、医療機関、市町村の保健センター、児童相談所等の様々な機関が「縦割り」で行っており、連携が取れていない。

●必要な対応

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」（注））の整備を目指す。
- 「子育て世代包括支援センター」においては、保健師等の専門職等が妊産婦等に対して総合的相談を行うとともに、必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果支援が必要と判断された妊産婦等に対しては、支援プランの策定等を実施する。

（注）フィンランドにおいては、「ネウボラ」という妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をワンストップで行うための地域拠点を整備し、妊娠や出産等に係る相談支援や他の支援機関との連携等を行っており、こうした取組を参考にした、切れ目のない支援を行うためのワンストップ拠点。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○「子育て世代包括支援センター」を50 か所整備	○「子育て世代包括支援センター」を緊急的取組と合わせ 150 か所整備し、助産師、保健師等による切れ目のない支援を実施 ○小児医療や周産期医療の確保、助産師外来・院内助産所の整備や研修等に対しては、地域医療介護総合確保基金等を通じ支援	○2015 年度までの整備状況等を踏まえて、ワンストップ拠点の在り方を検討し、最終的に地域の実情を踏まえながら、全国展開を目指す ○小児医療や周産期医療の確保、助産師外来・院内助産所の整備や研修等に対しては、地域医療介護総合確保基金等を通じ支援 ○「子育て世代包括支援センター」の支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインを策定し、要支援者の判定基準や支援プランの標準化を図る
2020 年 KPI (成果目標)	○支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100% ※「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」（2011 年 1 月一般財団法人こども未来財団）において「社会から隔絶され、自分が孤立しているように感じる」と回答した妊産婦等は約 3 割程度とされている。		

(3)-(ウ)-①-a. 子ども・子育て支援の充実（「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築）

●現在の課題

- 子育て支援に関する制度や財政支援の仕組みが、文部科学省、厚生労働省等に分立し、地方公共団体や事業者に対する一元的な窓口がない。
- 子育て支援の質・量の充実を図るため、安定的な財源の確保が必要である。
- 小学校就学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況を改善するための取組や、多様な体験・学習活動のための環境が必要であるが、放課後の支援策が不十分である。

●必要な対応

- 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対し、共通の財政支援の仕組みを導入する。
- 内閣府に子ども・子育て本部を設置し、文部科学省、厚生労働省より財政支援に関する制度・権限を委譲し、従来の「縦割り」を排除する。
- 消費税分以外も含め、安定財源の確保に向けて適切に対応する。
- 一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援新制度を円滑に実施 ○安定財源を確保しつつ、子育て支援の質・量の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定財源を確保しつつ、子育て支援の質・量の充実を図る
2020年KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○2017年度末までに待機児童の解消を目指す（2014年4月 21,371人） ○「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施。うち1万か所以上を一体型とすることを目指す ○小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す ○地域子育て支援拠点事業等について、住民のニーズに対応した体制の確保を目指す 		

(3)-(ウ)-①-b. 子ども・子育て支援の充実（幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施するなど教育費負担の軽減）

●現在の課題

- 幼児教育に係る家計の負担軽減が課題となっている。
- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、1夫婦当たりの理想の子供数は2.42人であるのに対し、平均出生子供数は1.96人とどまる。
- 理想の子供数を持ってない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が60.4%と最も多く、特に第3子以降を生まない理由としては71.1%の人が同じ理由を挙げている。
- 内閣府の調査によると、子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして、「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」と回答した者が39.1%と多くなっている。

●必要な対応

- 財源を確保しながら、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度以降
取組内容		○「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）に記載されているとおり、幼児教育の無償化に向けた取組を、財源を確保しながら段階的に進める
2020年KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下（現在の割合60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合71.1%からの低下（国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」）） ○子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合の低下（現在の割合39.1%からの低下（内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」）） 	

(3)-(ウ)-①-c. 子ども・子育て支援の充実（社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援）

●現在の課題

- 多子世帯、特に第3子以降については、子育てに要する費用が大きな負担となっている。
- 親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子供が多い傾向がある中、「三世代同居・近居」を希望する夫婦の希望が実現できていない。

●必要な対応

- 子育てに係る様々な負担について、特に多子世帯に対して社会全体で支援する仕組みを充実させていくことが必要である。
- 子育て支援の観点から、「三世代同居・近居」の希望を実現するための支援を行う。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	○多子世帯への市町村の支援に対する先行的な取組の支援	○第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討、課題を抽出 ○「三世代同居・近居」の支援にも資する措置を検討、課題を抽出 ○家計の教育費負担軽減策の充実 ○安心して子育てができるよう、地域における家庭教育支援の取組を推進	○財源の確保と併せて、子育てに係る様々な負担を軽減するなど、特に多子世帯の支援を実現 ○家計の教育費負担軽減策を充実
2020年KPI (成果目標)	○「三世代同居・近居」の希望に対する実績の比率の向上 ○理想の子供数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合の低下（現在の割合 60.4%、第3子を生まない理由としての回答割合 71.1%からの低下（国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」）		

(3)-(エ)-①-a. 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等(育児休業の取得促進)

●現在の課題

○育児休業については、大企業に比べて中小企業における取得率が低く、育児休業を利用して継続就業する割合は、正社員に比べて非正規雇用の労働者が低い状況である。

○育児休業を利用したい男性は3割を超える一方、実際の男性の育児休業の取得・育児への関わりは低調である。

●必要な対応

○育児休業中の代替要員の確保を行う中小企業事業主に対する支援を拡充し、中小企業等における労働者の円滑な育児休業取得・復帰を支援する。

○男性の育児休業取得の更なる促進を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降 (5年後まで)
取組内容	○子育て支援企業等に対する支援	○両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金の代替要員確保コース)を拡充 ○以下の育児休業の取得促進に向けた取組等を実施 ・育休復帰支援プログラム(中小企業による育休復帰支援プランの作成を事業所訪問により支援するとともに、育休取得時と復帰時に中小企業事業主に助成金を支給) ・期間雇用者(有期の雇用契約の労働者)の育児休業取得促進プログラム(期間雇用者の育休復帰支援プランの作成支援のほか、育児休業取得者の代替要員を確保した中小企業事業主に支給する助成金について、育児休業取得者が期間雇用者の場合は加算して支給等) ・イクメンプロジェクト(シンポジウムの開催、イクメン企業とイクボスの表彰やHP等を通じた男性の育児休業取得に関する社会的機運の醸成)	○労働者が仕事と家庭を両立し、就業継続できるために必要な措置を講じる
2020年KPI (成果目標)	○2020年に第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高める(2010年38%) ○2020年に男性の育児休業取得率を13%に高める(2013年2.03%) ○2020年にくるみん取得企業(次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業)を3,000社に増加させる(2014年11月2,011社)		

(3)-(エ)-①-b. 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等(所定外労働時間の削減・年次有給休暇の取得促進・企業の先進的取組の普及支援等の長時間労働を抑制するための総合的な取組)

●現在の課題

○結婚・出産・子育ての希望を実現する上で、仕事と子育てを両立できるような働き方の見直しが重要である。

●必要な対応

○所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、企業別の出生率の公表を推進している日本各地のリーディングカンパニーの取組を幅広く普及させる施策(ポータルサイトの立ち上げによる情報発信の強化、働き方・休み方コンサルタントによる各企業に対する支援等)を促進する。

○年次有給休暇の取得促進に向け、年次有給休暇取得促進期間における集中的な広報や、地方公共団体との協働により地域レベルでの年次有給休暇の取得を促進する「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施する。

○長時間労働を抑制するための総合的な取組を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降(5年後まで)
取組内容		○企業経営陣への働きかけ ・日本各地のリーディングカンパニーの先進的な取組事例等について、ポータルサイトを活用して情報発信 ・「働き方改革シンポジウム(仮称)」の開催 ○地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施 ○年次有給休暇取得促進期間を設定し、全国の労使に対して集中的な広報を実施	○長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等による、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
2020年KPI (成果目標)	○週労働時間 60時間以上の雇用者の割合を5%まで低下させる(2013年 8.8%) ○年次有給休暇取得率を70%に高める(2013年 48.8%)		

(3)-(エ)-①-c. 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等（勤務地や職務を限定した多様な正社員の普及、転勤の実態調査を含む働き方の見直し）

●現在の課題

- 子育てなどのライフステージにおいて、労働者がワーク・ライフ・バランスを実現できるようにすることが重要である。特に、企業における転勤については、企業独自の経営判断に基づき行うものではあるが、結婚・妊娠・出産・子育てといったライフイベントとの両立が必要である。
- そのため、職務や勤務地等を限定した正社員（多様な正社員）制度の普及・拡大が重要であるが、制度の導入企業は一定程度にとどまっており、しかも導入企業においても社内の制度化が不十分である。

●必要な対応

- 職務や勤務地限定の内容を労働者に明示するなどの「雇用管理上の留意事項」を周知するとともに、多様な正社員の導入に対する支援措置（コンサルティング等）を実施する。
- 「キャリアアップ助成金」において、勤務地等を限定した正社員制度を導入する企業等に対する助成措置を創設する。
- 特に、転勤については、まずは企業における転勤の実態（転勤を行う理由、転勤の時期・年齢・回数等）を把握するための実態調査を行い、その上で、当該実態調査の結果を踏まえ、企業の経営判断にも配慮しつつ、労働者の仕事と家庭の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」を策定する。
- こうした取組により、子育てなどの事情により、転居を伴う転勤が困難な労働者について、転勤を免除する勤務地限定の働き方を導入するとともに、転勤が困難な事情が解消した場合には、本人の希望に応じて転勤のある働き方を選択することもできるよう、企業において勤務地限定正社員（注）の導入や相互転換について社内の制度化を促進する。

（注）勤務地限定正社員

育児や介護の事情で転勤が難しい者や地元に着した就業を希望する者等について、希望する地域で正社員として働くもの。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○多様な正社員の導入に対する支援措置（コンサルティング等）を実施 ○「キャリアアップ助成金」において、勤務地等を限定した正社員制度を導入する企業等に対する助成措置を創設 ○企業における転勤の実態に関するヒアリング調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な正社員の普及・拡大による、さらなる正社員化の実現 ○転勤に関するヒアリング調査を踏まえ、企業の人事担当者にアンケート調査を行い、業種ごとの特性等について分析 ○転勤に関する実態調査の結果を踏まえ、労働者の仕事と家庭の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」を策定
2020年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年までにフリーター数を124万人に減少させる（2013年 182万人） ○2020年までに若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2013年 15～34歳の割合 92.2%、全ての世代の割合 93.4%） ○転勤に関する実態調査の結果を踏まえ、労働者の仕事と家庭の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」を策定 ○勤務地を限定した正社員の普及・拡大による、更なる正社員化の実現 		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

(4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

●現在の課題

○中山間地域等において、生活に必要な各種の機能・サービスや周辺集落との交通ネットワークの適切な維持・確保が課題となっている。

●必要な対応

○市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等を推進する。

○「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の事業主体が活動しやすいよう、重複の排除を進めつつ、補助・規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。金融機関においては、必要に応じ経営支援等を実施する。

○当面、現在の法人制度を前提とし、各事業主体が連携・役割分担しながら事業を進めていく上で必要な支援・制度改善を実施する。中長期的には、これらのサービスを一体として実施する地域住民等による法人の在り方を整理する。

○廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再構築や「道の駅」における地域拠点機能の強化、コミュニティバスやデマンド交通等による移動手段の維持・確保、地域ビジネスの担い手の支援等を実施する。

○買物に困難を抱える住民に対する買物支援サービスを提供する事業モデルの構築や、過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買物弱者支援等に役立つ新たな輸送システムの構築を促進する。

○地域コミュニティに必要な燃料供給機能を維持するため、地域政策を担当する府省庁及び地方公共団体並びに事業者とも連携を図りながら、石油製品の安定供給の維持を可能にさせるビジネスモデルの構築や安定供給に貢献する意識と意欲のあるSS(サービス・ステーション)の経営基盤強化を支援する。

○地域の文化・芸術、スポーツ資源の活用による特色あるまちづくり等の推進を支援し、地域コミュニティの維持・活性化を図る。また、社会教育施設や大学等において、NPO等と連携しつつ生涯学習活動を通じ、地域を担う人材を育成し、学びによる地域の課題解決やまちづくりにつなげる。

○医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で、地域のサービス水準の維持・向上や地域の活性化を可能とするICTの一層の利活用を推進するとともに、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の社会経済活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。

○縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）に関する仕組みを検討し、成案を得る ○事業主体についての概念整理 ○市町村における先行的取組の支援 ○長期的な事業継続が可能なSS（サービス・ステーション）に対し、経営基盤強化につながる機器の導入を支援 ○ICTを活用した新たな街づくりの推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係予算の窓口一元化 ○「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）のモデルづくりの実施 ○「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）を進めるための仕組みの整備（次期通常国会での法案提出を早急に検討し結論） ○市町村における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の整備の構想策定 ○地域住民等による法人の在り方について検討を開始し、次年度以降に結論を得る ○文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動を通じた地域課題解決、まちづくりの推進等により、地域コミュニティを維持・活性化 ○地域の医療・教育などの分野における新たなICTの一層の利活用を推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の本格的な形成・運営 ○地域住民等による法人の在り方について結論 ○文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動を通じた地域課題解決、まちづくりの推進等により、地域コミュニティを維持・活性化 ○地域の医療・教育などの分野における新たなICTの一層の利活用を推進 等
2020年KPI （成果目標）	○国のKPIは、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成数とするが、具体的な数値は「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ設定		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

●現在の課題

- 集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるとい学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模(注1)を確保することが望ましい。
- 今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化(注2)や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。
- 休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

(注1) 小・中学校の適正規模は12~18学級が標準(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号))

(注2) クラス替えができず人間関係が固定化、集団行事に制約、部活動の種類が限定、多様な考えを引き出す授業展開が困難等

●必要な対応

- 地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。
 - ・学校統合を検討する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
 - ・小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
 - ・休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降(5年後まで)
取組内容	○各市町村における検討・取組の参考となるよう、「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(仮称)」を策定・周知	○学校統合を行う地方公共団体の支援 ○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ○休校した学校の再開支援の推進	○学校統合を行う地方公共団体の支援 ○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ○休校した学校の再開支援の推進
2020年KPI(成果目標)	○統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が着手		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

(4)-(イ)-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

●現在の課題

- 地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれており、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。
- 中心市街地の商機能衰退や空き店舗等の増加に歯止めがかからない状況であり、コンパクトシティの実現に際して重要な要素となる「中心市街地の活性化」及び買物弱者への支援が喫緊の課題である。
- 取組に当たっては、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、地域包括ケアシステムや公共施設の再編、中心市街地活性化等と連携を図り、関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要がある。

●必要な対応

- 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）における立地適正化計画制度及び地域公共交通網形成計画制度についての周知・普及を図り、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。このため、
 - ・ きめ細かな合意形成の取組や公的不動産（PRE）の活用に対する支援
 - ・ 複数市町村が連携して取り組む場合の支援を実施し、広域連携型のコンパクトシティの構築
 - ・ 公共交通ネットワークの再構築の支援の強化等を推進する。
- 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）における中心市街地活性化基本計画とも連携し、インパクト・波及効果の高い民間プロジェクトへの集中支援により、中心市街地における複合的な機能（商業、文化、教育、医療、居住）の充実を図るとともに、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用したこれらの機能の再整備等、空き店舗の解消や魅力あるまちづくりに向けた取組を支援する。
- また、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」（事務局：国土交通省）を設け、
 - ・ 市町村からの相談等のワンストップ対応
 - ・ 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有

- ・国の制度・施策へのフィードバック
 - ・政策に関する情報の発信
 - ・コンパクトシティの実現、公共交通網の再構築、施設整備等に係る金融機関の協力
- など、関係府省庁を挙げて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援する体制を構築する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を支援 	
2020 年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○立地適正化計画を作成する市町村数：150 市町村 ○地域公共交通網形成計画の策定総数：100 件 <p>※「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ、必要に応じて見直し</p>		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

(4)-(イ)-② 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

●現在の課題

○地方都市の拠点となる中心市街地等において都市機能や商機能の衰退等に歯止めがかからない状況であり、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を推進するとともに、地方都市の拠点となる中心市街地等における商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の充実や空き店舗の解消等を図ることが課題である。

●必要な対応

○中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、複合的な機能（商業、文化、教育、医療、福祉、居住等）の整備支援の充実を図るとともに、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用したこれらの機能の再整備等、空き店舗の解消等を促進する。こうした総合的な対策を強力かつ一体的に支援するため、府省庁横断的な視点で制度改革・財政支援措置を含めた包括的かつ抜本的な政策パッケージを 2015 年中に策定する。その際、地域のニーズを吸い上げるとともに、都市再生特別措置法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等による地域支援の取組と十分に連携する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○中心市街地等の活性化に向けた即効性のある商業施設等の整備を支援	○総合的な対策の策定（2015 年中）	○総合的な対策の実行
2020 年 KPI （成果目標）	○来訪者数を増加させる等の波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数 60 件を目指す。また、国が 2020 年までに達成すべきその他の具体的な重要業績評価指標は、歩行者通行量及び居住人口、空き店舗数等とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえるとともに、包括的政策パッケージを検討した上で設定する		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

(4)-(ウ)-① 大都市圏における医療・介護問題への対応

●現在の課題

- 今後、大都市圏（特に、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県）の高齢化に伴い、医療・介護需要が急速に増大する。
- 大都市圏は、交通網の発達により患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、狭い範囲に集住していることなどの特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためには、これらの特徴を踏まえた広域的な視点からの検討が必要である。

●必要な対応

- 2015年度以降、都道府県において医療需要の将来推計を含めた地域医療構想を策定する。その際、東京圏の医療・介護需要の将来推計については、都・県域を越えた患者等の大幅な移動があるため、国と都県が連携しながら、患者の流出入等の分析方法について検討し、推計に反映させる。その上で、2018年度からの医療計画や介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を実施する。
- 大都市圏の高齢者数の急増に伴う医療・介護需要の増大に対して対応可能な取組（広域単位での連携、在宅医療・介護の推進等）を実施する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容		<p>○東京圏の医療需要の将来推計について、国と都県が連携しながら、患者の流出入等を加味した上で推計を実施</p> <p>※介護については、2015年度からの第6期介護保険事業支援計画において、2025年度の介護需要の将来推計を実施済み</p>	<p>○2015年度以降、都道府県において地域医療構想を策定するとともに、国と都県が連携しながら、2018年度からの地域医療構想を含む医療計画及び第7期介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を実施</p>
2020年KPI (成果目標)	○大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画を策定し、その下で施策を推進		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

(4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

●現在の課題

○大都市近郊の住宅団地は高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化が進行している。また、団地及びその周辺においては、

- ・見守り、介護・医療などの生活支援サービスの提供が不足している
- ・子育て世帯が地域に定着しないなど、多様な世代によるコミュニティ形成がなされていない
- ・賃貸住宅自体の老朽化等に伴う、建替え・改修など、団地全体の再編が必要となっている

といった状況にある。

●必要な対応

○公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉拠点等の併設により、団地及び周辺地域に対する高齢者の地域包括ケアの拠点の形成や高齢者世帯、子育て世帯など多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動を活性化させる。

○特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、多様な主体の連携・協働により、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域を再編する。

○高齢者の増大に対応する医療、介護等の地域包括ケアシステムを構築する。

○地域包括ケアシステムと連携した「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○住宅団地等における併設施設の整備に対して支援を実施（継続） ○地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援（継続） 	○次期「住生活基本計画」（2015 年度中改訂予定）の内容を踏まえ、公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化を促進する取組を推進
2020 年 KPI （成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人都市再生機構（UR）の団地の医療福祉拠点化（大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の UR 団地約 200 団地のうち、100 団地程度で拠点を形成） ○高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している 100 戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合：25%（2012 年度 21%） 		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(エ)-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

a. 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用

●現在の課題

- 財政状況が厳しさを増す中、真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することが急務である。
- できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。
- 地方公共団体において、所有する公共施設・公的不動産を有効活用するための体制の整備が不十分である。

●必要な対応

- 「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(2013年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)などにに基づき、公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用した事業に取り組むほか、公的不動産の有効活用など民間の提案を生かした事業について、財政負担を最小に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するなど、積極的に取り組む。また、事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。金融面からの取組としては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進する。
- 民間の資金・ノウハウを活用するため、不動産証券化手法等による公的不動産の有効活用を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援など PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進 ○公的不動産に係る証券化手法等の活用について、地方公共団体向けの手引書の取りまとめ、モデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援など PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進し、PPP/PFI の好事例を数多く構築 ○地方公共団体に対する公的不動産に係る証券化手法等の活用についての手引書の普及、モデル事業の継続的な実施
2020 年 KPI (成果目標)	<p>○公的不動産の有効活用など民間の提案を生かした PPP の事業規模：2022 年までに 2 兆円を目指す ※今後 10 年間（2013～2022 年）で PPP/PFI の事業規模を 12 兆円に拡大するところの内数</p>		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(エ)-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

b. 空き家対策の推進

●現在の課題

- 空き家の総数は 820 万戸（2013 年）で全住宅の 13.5%に上る。とりわけ地方では賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加している。老朽化や危険性から除却が求められる空き家も多く存在する。
- 一方、中古住宅の活用については、我が国では、欧米に比較し、中古住宅の流通市場が小さく（全住宅流通量に占める中古住宅の流通シェアは日本 13.5%（2008 年）、米国 89.3%、英国 88%）、住み替え回数も少ない（英米の 1/3～1/4）ことから、結果的に、十分な利活用がなされていない状況である。中古住宅の価格上の評価も一律に減価し、木造戸建てで 20 年程度でゼロになることも、流通が進まない一因となっている。
- このため、市場において、物理的には住宅があるにもかかわらず、適正な価格で流通していない状況に加え中古住宅の質に対する不安等もあり、まちづくりにおける活用や住み替えの受け皿になっていないとの指摘もある。

●必要な対応

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく空き家対策を推進する。
 - ・ 空き家等に関する施策の基本方針の策定
 - ・ 市町村による空家等対策計画の策定の推進
 - ・ 空き家に対する市町村の取組への支援
 - ①滞在体験施設としての活用など空き家の利活用の促進
 - ②居住環境の整備改善を図る観点から、老朽化等の問題がある空き家について除却を促進する取組を支援
- 空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進させる。
- 空き家を含めた中古住宅のうち利活用できるものについては、適正な価格で流通し、それらを安心して確保できるような市場を整備する。
 - ・ 中古住宅の質に対する不安を解消するためのインスペクション、住宅性能表示、瑕疵保険の充実等
 - ・ 中古住宅の建物評価の改善と其中古住宅流通市場・金融市場への定着、リフォーム一体型ローンや高齢者等の住宅資産活用のためのリバースモーゲージの供給促進等に向けた市場環境の整備
 - ・ 中古住宅取引時の売主・宅建業者による情報提供の推進や情報インフラの整備

・住宅の長寿命化やリフォームの推進など中古住宅の性能向上

○地方公共団体が取り組む、空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の活用・除却などの空き家対策について、地方財政措置を創設する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく基本指針を策定	○中古住宅流通を促進する取組の推進 ○地方公共団体が取り組む、空き家の活用・除却についての支援（継続） ○地方公共団体に対する地方財政措置	○次期「住生活基本計画」（2015 年度中改訂予定）の内容を踏まえ、中古住宅流通を促進する取組を推進
2020 年 KPI （成果目標）	○中古住宅の流通・リフォーム市場の規模：20 兆円（2010 年 10 兆円） ○市町村における空家等対策計画の策定状況を調査の上設定 ※2014 年 10 月時点での空き家対策の条例制定地方公共団体数：401		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(4)-(エ)-② インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

●現在の課題

- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化する。
- 多くのインフラで維持管理に必要な情報（施設諸元、老朽化の進展状況等）が不明である。
- 地方公共団体は多くのインフラを管理するが、技術や人材、財源が不足している。

●必要な対応

- 個別施設ごとの長寿命化計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築する。
- メンテナンス技術の開発・導入や予防保全の考え方に基づく長寿命化の推進によって、トータルコストを縮減・平準化する。
- 地方公共団体の公共施設等総合管理計画の策定を促進するとともに、地方公共団体に対して、技術的支援や財政的支援を実施する。
- 将来のまちの在り方を見据えた公共施設の再配置等を推進するため、「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン」を周知する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容		○インフラ長寿命化計画（行動計画、個別施設計画）の策定促進 ○地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進 ○地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づく取組の支援	
2020 年 KPI （成果目標）		○インフラ長寿命化計画（行動計画）策定：2016 年度までに 100% ○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定：2020 年度頃までに 100% ○公共施設等総合管理計画策定：2016 年度までに 100% ○国内の重要・老朽インフラの点検・補修について、センサー・ロボット等を活用：2020 年度頃までに 20%	

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

(4)-(オ)-① 「連携中枢都市圏」の形成

●現在の課題

- 地域の広域連携に関し、複数の圏域概念が存在する。
- 人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済雇用や都市構造の面も重視した連携の構築が求められている。

●必要な対応

- 圏域の概念を「連携中枢都市圏」に統一し、以下のとおりとする。

・「連携中枢都市圏」の概念

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものとする。

・対象都市（圏）

対象となる都市（圏）の条件については、2015年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる。なお、先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市（圏）の要件に該当する都市（圏）は「連携中枢都市圏」の対象とする。

・連携手法

市町村が連携して都市圏を形成して事業を行うに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用し、民間事業者等との連携を図り、都市圏としての取組を強めていく。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○関係府省庁の支援策(案)の明示	○「連携中枢都市圏」に対する支援 ※現行の「地方中枢拠点都市圏」に対しては ・中心都市等への交付税措置 ・「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ・補助事業採択における配慮 ・その他、活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討 ※現行の「地方中枢拠点都市圏」以外に対しては、対象都市(圏)を確定させた上で、支援を検討 ※「連携中枢都市圏」構想について、国土形成計画(全国計画及び広域地方計画)へ反映	○「連携中枢都市圏」に対する支援 ・中心都市等への交付税措置 ・「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ・補助事業採択における配慮 ・その他、活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の実施
2020 年 KPI (成果目標)	○国の KPI は、「連携中枢都市圏」の形成数とするが、具体的な数値は「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ設定 ○「連携中枢都市圏」の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、国は一体的な支援策を通じ、全ての対象都市圏において「連携中枢都市圏」が形成されるよう努める ○地方公共団体自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

(4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進

●現在の課題

- 各定住自立圏における取組と人口の増減についての関係が分析されておらず、定住自立圏がいかに人口のダム機能を果たしているかについての検証が十分になされていない。
- 人口や雇用に関連する成果目標が設定されていない。
- 雇用の観点をより強化する必要がある。

●必要な対応

- これまでの取組について、人口の観点を含め取組成果を再検証する。
- 再検証の結果を踏まえ、雇用増対策など雇用面での取組の支援策を検討・実施する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市及び近隣市町村に対する財政措置の充実 ○先行実施圏域について人口の観点からの検証の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組について、人口の観点を含め取組成果についての再検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○再検証の結果を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組に対する支援策を検討・実施
2020 年 KPI (成果目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○定住自立圏の協定締結等圏域：140 圏域を目指す（2014 年 4 月 79 圏域） ※現行制度を前提 ○地方公共団体自らは、圏域の特性を踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定 		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

(4)-(カ)-① 消防団の充実強化・ICT 利活用による、住民主体の地域防災の充実

●現在の課題

- 地域において住民が安心して生活することができるようにするためには、住民一人一人が防災意識を持つことが重要である。
- 地域防災の担い手となってきた消防団は地域コミュニティの維持、振興に貢献しているが、人口減少、少子高齢化に伴い、消防団員を確保することが困難となっている。
- それぞれの地域において、地域の実情に応じた、きめ細やかな災害等に関する情報を、地域の住民一人一人が瞬時に把握し、的確に行動することができる体制を確保することが求められている。

●必要な対応

- 団員数の増加している女性や大学生等の入団を更に促進すること等により、消防団員を確保・増員する。
- 災害に関する情報を、Lアラート（災害等に関する情報を住民一人一人に迅速に伝達する共通基盤である災害情報共有システム）を普及展開すること等により、きめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境を確保する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（5 年後まで）
取組内容	○「G 空間情報」（地理空間情報）を活用した安全で災害に強い社会を実現するため、「G 空間防災システム」の普及展開を図るとともに、L アラートにおける円滑な情報発信等を促進	○消防団を中核とした地域防災力の充実強化 ○ライフライン情報などの L アラートの流通情報の充実など L アラートの高度化 ○都道府県における L アラートの導入の促進	○消防団を中核とした地域防災力の充実強化及び地域コミュニティの維持・活性化 ○ライフライン情報などの L アラートの流通情報の充実など L アラートの高度化 ○全都道府県の L アラートの導入を促進
2020 年 KPI（成果目標）	○消防団員数の維持（2014 年 4 月 846,347 人） ○全都道府県に L アラートを導入（2014 年 12 月 23 都道府県）		

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(キ) ふるさとづくりの推進

(4)-(キ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

●現在の課題

- 人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」がその存在そのものの危機に瀕しつつある状況である。
- 「ふるさとづくり有識者会議報告」(2014年3月)において、ふるさとづくり推進組織との協働やふるさとづくりコーディネーターの育成による「ふるさとづくり」の担い手の育成、「ふるさと学」の推進による「ふるさと」に対する誇りの回復が提言されている。

●必要な対応

- 「ふるさとづくり」の成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域の核となる人材の育成を推進する。
- 「ふるさと」の誇りの源泉となる、固有の自然や歴史、文化等について、今一度体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育などの様々な機会において学ぶ活動を推進する。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降(5年後まで)
取組内容	○ふるさとづくり推進組織・ふるさとづくりコーディネーターに関する各種情報基盤の構築	○ふるさとづくり推進組織・ふるさとづくりコーディネーターに関する各種情報を収集し提供する。 ○ふるさと学に関する各種情報を収集し提供する。	○情報提供を引き続き実施するとともに、その内容を更に充実させる。
2020年KPI (成果目標)	○1万団体のふるさとづくり推進組織の育成(2013年度3,291団体)		